第５回新司法試験に関する意見交換会

開催日：平成２２（2010）年 7 月 27 日
会　場：弁護士会館５階会議室
参加者：法科大学院教員、および、当会会長・担当副会長・法曹養成センター委員

1、はじめに

（司会）　お待たせいたしました。今年度第 5 回の新司法試験に関する意見交換会を始めさせていただきたいと思います。私は本年度の当法曹養成センター事務局長を務めております山崎雄一郎と申します。よろしくお願いいたします。

それでは初めに当委員会の委員長でもあり東京弁護士会の会長の開会挨拶から始めさせていただきたいと思います。若旅会長、お願いいたします。

（若旅）　ただいま紹介にあずかりました本年度会長の若旅でございます。今日は大変暑い中、お集まりいただいてありがとうございます。この新司法試験に関する意見交換会は、現在、法曹養成制度の検討が日弁連でも最重要課題の 1 つとなっています。それがまた法曹の人口問題にもつながっているということですけれども、その最重要課題の 1 つの柱となっておりますのが、やはりこの新司法試験の在り方、あるいは内容です。従ってこの会議は非常に重要な意味を持つものと執行部としても認識しておりますので、十分な意見の交換をしていただき、充実した会合にしていただきたいと思います。そのことをお願いいたしまして、私の開会の挨拶とさせていただきます。

（司会）　それでは進行についてまずご説明いたします。本日、ピンクの表紙の冊子がお手元に行っているかと思いますけれども、この進行に従いまして、まずアンケートの結果と分析の概要についてご説明した上で、科目の系統別に、公法を最初に、次に民事、刑事、そして選択科目について、アンケートに表れた特徴的な意見のご紹介や、そこから読み取れる問題提起などを委員の方から説明させていただきまして、その分野及び出題形式ごとに議論を進めていきたいと思っております。最後に全体的な議論の総括と、全体を通した制度の問題点等を皆様と議論をしていきたいと考えております。おおむね 8 時半ごろまでの議論を予定しておりまして、途中、半分程度のところで休憩を挟みたいと思っております。

それではアンケート実施の概要について、上田副会長の方からご説明をお願いしたいと思います。

（上田）　担当副会長の上田でございます。簡単に自己紹介させていただきます。司法研修所の方で 56 期から 59 期まで民事弁護を教えておりまして、その後、今現在もロースクールで教えております。そういう意味では、この新司法試験については非常に大きな関心を持っている一人です。どうぞよろしくお願いいたします。

アンケートの実施の目的等についてご説明させていただく前に、ロースクール生にも非常にかかわりの深い問題として、給費制の維持の問題についてのお願いをさせていただくことをお許しいただければと思います。給費制の廃止が本年 11 月に迫っておりますが、やはり法曹養成の上では給費制の維持というのは欠くべからざる制度であると考えております。やはり修習生が誇りを持って自らの仕事に取り組めるためにも、ぜひこれは実施していかなければいけないということで、日弁連各地方会挙げて、この実現に取り組んでおります。決して人数論とリンクする話ではまったくございません。あくまでこれは理念として実現しなければいけない制度であると思っておりますので、ロースクールの先生方におかれましてもぜひご理解、ご協力の程お願いいたします。この場を借りてぜひよろしくお願いいたします。

それでは本題に入らせていただきます。当会で実施しております新司法試験アンケートの目的ですが、この集計結果を本日この後のご議論の中で出されました意見も含めて、その分析結果を冊子にして、司法試験委員会、全国の法科大学院、全国の弁護士会など関係諸機関に送りまして、今年度の司法試験の問題や試験制度の運用実態について紹介すると同時に、次年度に向け改善の一つの契機となることを目指しています。やはり単に結果分析だけでは制度の改善にはつながりませんので、こういった点についてはこうした方がいいだろうという 1 つの提言の機会とさせていただきたいと思っております。

現実に、昨年度はこの意見交換会の中で採点基準の公開を求める必要があるのではないかという意見が多数出されておりました。そういうことを日弁連の法科大学院センターの方でも取り上げていただきまして、お手元にあります日弁連の意見の発表に至ったものです。そういう意味で、こういったことが最終的には基準の公表という形に、まだ結び付いてはおりませんけれども、その一つの後押しになるのではないかと期待しております。

少し実務的で細かい話になりますが、今年度の実施経緯と集計結果について簡単にご説明させていただきます。当会の法曹養成センターにおいて質問項目と内容を検討し、お手元のアンケート項目の内容となっております。アンケートは法科大学院にお送りさせていただきまして集計しておりますが、アンケートの回答集計該当数が 170 通ということで昨年よりは増えましたけれども、一昨年度は 282 通集まっております。それから比較しますとやや少ないという状況です。

これについては、アンケート媒体について昨年はホームページだけということもありましたので、今年いろいろ工夫しておりますが、やはりアンケートの価値は数に対応しますので、さらに数多く集められるように工夫したいと思っております。

法科大学院は全国法科大学院の 74 校中 41 校の回答がありました。コース別にいえば既

習の方が 60、未習の方が 110 ということで、未習の方の回答が若干多い傾向があります。

あと回答者の受験回数ですが、初回の方が 111 人、2 回目以降が５０数人ということで、初回の方の回答が多くなっております。アンケートの回答者の概要については以上の通りです。一応冒頭にアンケートの目的と現状について説明させていただきました。

2、公法系の分析

（司会）　それでは具体論に入ってまいりたいと思います。まずは公法系について、当委員会の担当委員から説明をさせていただきたいと思います。まず公法系の短答式について、菊川委員、お願いいたします。

（菊川）　東弁の法曹養成センターの委員の菊川と申します。よろしくお願いいたします。公法系の短答式について、まず分析を述べさせていただきます。お手元の資料の 18 ページをご覧ください。

（2）で問題の量についてです。青色のグラフが公法系の回答になります。これを見ますと、3 の「適当」という、問題の量が適当だったと感じた受験生が 142 人、これに対し「多過ぎる」ないしは「やや多い」という意見は合わせて 16 人と、ほかの科目に比べて、適当だと考えた人が多かったという結果が出ております。

続きまして B、問題の難易についてです。その下の表になります。これも「適当」という意見が 93 人、これに対し「難し過ぎる」、「やや難しい」という回答が 65 人でした。難しいと感じた人もいたようですが、おおむね適切な難易度の問題だったと感じた受験生が多かったようです。

続きまして 19 ページ C の「法科大学院で学ばない長文や裁判例の知識だけを問う問題がどの程度ありましたか」という問いに対しては、青いグラフが公法系ですが、「学ばない知識はなかった」という回答が 78 人、これに対して、一番左のグラフになりますが「たくさんあった」と感じた人が 18 人、その真ん中で「少しあった」という人が 65 人おりました。受験生としては、細かい知識を聞く問題も少しはあったけれども、必ずしも多いという感じではなかったように分析できます。

その下の字がたくさん書いてあるところですけれども、これは法科大学院で学ばない知識に関して、「どのような知識でしたか」という問いで、ここは自由回答欄の回答になります。この中では一番多かったのが、「最新判例」という指摘でした。これが 35 件中 8 件、最新判例の問題を学んでいないという回答がありました。これは第 14 問ですね。お手元の資料ですと 48 ページで、第 14 問「参議院における議員定数不均衡の違憲性」について、〈3〉で「平成 21 年 9 月 30 日の大法廷判決」というのが正誤で聞かれておりまして、ここが正解できないと正しい答えに行き着かないという肢のつくりだったので、皆さん面食らったという印象だと思います。私の方からは以上です。

（司会）　まずは公法系の短答式についての分析を今述べさせていただきました。今日私の方に来ております出席の先生方の名簿の中に公法担当の方がちょっと見受けられないのですが、もし先生方の中で今年受験した卒業生等とお話しになっていまして、この択一の公法系の問題について何かコメントをしていただける方がいらっしゃればと思いますが、何か聞いていることはありますか。先に進めまして、またご意見が出てきたら、そこで併せて議論したいと思います。

論文式についても引き続き分析をお願いいたします。

（菊川）　引き続きまして論文式試験の公法系についての分析を述べさせていただきます。お手元の資料の 26 ページをご覧ください。論文式試験について、まず A で「出題形式は適切か」という問いに対しては、公法系の回答、これは一番上の表になります。青いグラフが憲法の回答、赤いグラフが行政法の回答になります。

出題形式については「ほぼ適切」という意見が憲法、行政法ともに一番多かったのですが、憲法と行政法を比較しますと、行政法の方が、ほぼ適切という意見が少なくて、3 の「やや不適切」もしくは 4 の「大変不適切」という意見が行政法の方が多かった。行政法に関しては「ほぼ適切」という意見が 79 に対して「やや不適切」、「大変不適切」という意見が 65 というふうに、かなりの数の受験生が適切でなかったと感じていたということが分かります。

このことにつきましては、お手元の資料で 30 ページをご覧いただきたいと思います。30 ページでは、「出題の意図と回答者に要求される知識、および思考力、応用力との関係について、知識偏重なのか」それとも思考力、応用力偏重なのか、という問いに対して、憲法については 99 人の者、圧倒的多数の者が「適切である」と回答しているのに対して、行政法については右の 4 番、5 番の回答になりますが、「やや思考力を問う内容」もしくは「思考応用力に傾き過ぎ」という回答が合わせて 79 人、適切であるという回答よりも多かったということが分かります。

これは憲法の論文の問題が、お手元の資料ですと 66 ページ、それから行政法の問題が 71 ページから始まります。30 ページの、応用力なのか、知識偏重なのかという回答の中で、多くの人が、応用力、思考力だと答えている中で、逆に、知識偏重だ、知識型の問題であると感じてしまった人が 27 人いる。現場思考を求めるようなタイプの問題だったのですが、それを知識型の問題だと感じてしまった人がいたという点が私としては気になりました。

続きまして 27 ページにお戻りください。27 ページは「問題事例の設定について」という分析になります。公法系については、憲法、行政法ともに「適当」というのが圧倒的に多くて、「複雑過ぎる」、「複雑である」という回答が５０数件ありました。これは憲法の問題も行政法の問題も、いずれも一読了解型のストーリー型の問題でしたので、事例自体は分かりやすかったと受験生は感じたようです。

続きまして 28 ページです。論点の数で、「論文式試験の論点の数について」は、これも憲法、行政法ともに「適当である」という意見が一番多く、「多過ぎる」、「やや多い」という意見が約 80 件､適当と多めだと感じた人の数がほぼ拮抗するような結果が出ております。

続きまして 29 ページ、これは「問われている論点は法科大学院で学んだものでしたか」という問いに対しては、憲法と行政法区別することなく公法系のアンケートで聞いておりますが、これに対しては「学んだことに適合している」という意見は 70 人ありましたが、「まったく学んだことがない」、「学んだことから大幅に超えている」という人数が合わせて 95 人おりまして、適合していると考えた人よりも学んだことを超えていると思った人の方が多かったです。憲法の問題は、生存権、選挙権、住民登録などが聞かれておりました。典型的な自由権の出題ではなかった、それに対して行政法も、住民訴訟、村有財産の払い下げ、地方議会による損害賠償請求権を放棄する議決などが聞かれていて、必ずしも典型的な出題ではなかったことによるものと思われます。私からは以上です。

（司会）　以上、短答式と論文式の公法系のアンケートの分析をさせていただきましたけれども、両者を通じまして、公法系についてご議論いただければと思います。その部分について今年の卒業生受験者の人から何か感想とかお話をお聞きになった先生がいらっしゃいましたらお話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。また全体的なお話も含めて時間をお取りできますので、アンケートの分析の方を進めるようにしたいと思います。

それでは民事系についてまた担当委員の方から、まず短答式について説明させていただきたいと思います。大橋委員。

3、民事系の分析

（大橋）　委員の大橋でございます。私の方からは民事系の短答式のアンケートについてご説明申し上げます。お手元の資料の 18 ページをご覧ください。まず問題の量について、こちらは「適当」と答えた学生が 110 人、「やや多い」、「多過ぎる」と答えた者が、全体の 29%であり、問題量については、適当であると感じる学生が多かったようです。ほかの科目と比べまして特段特徴があるという結果ではありませんでした。

次に、問題の難易度について。こちらは「適当」と答えた学生が 93 人、「やや難しい」と答えた学生が 57 人、「難し過ぎる」と答えた学生が 8 人となっています。難しいと感じる学生が相当数いたという結果です。

続きまして「法科大学院で学ばない条文や裁判例の知識だけを問う問題がどの程度ありましたか」という問い掛けに対して、「たくさんある」と答えた学生が 40 人、「少し」という答えが 64 人、「なかった」という学生が 58 人ということで、たくさんあると感じる学生がかなりの数で多かったという結果になっております。ほかの科目と比べましても、たくさんと答えた学生が多いという結果になっています。

具体的にどのような条文について知識を問う問題が多かったかといいますと、資料の 20 ページをご覧いただきたいのですが、全体の回答の中で「会社法の細かい条文を問うものが多かった」という答えが非常に多い結果となっております。特徴的な意見を申し上げますと、6 番目の意見で「学ばないというよりも、ロースクール自体は短答対策を学生に委ねており、また網羅的に授業することを想定していないため自分でやらざるを得ない。例えば刑訴、証拠調べの請求の順序は学生個人で学習すべきなのではあるが、模擬裁判という有効な指導があるとはいうものの、履修人数等の限界から差が生じやすい。学ぶべきものである項目は、その旨教員がしっかりアナウンスするのが好ましいのではないか。」という意見があります。

また、ほかの特徴的な意見としては「短答ではすべての条文からの知識が問われていると思われ、すべての条文を法科大学院で扱うことは無理なので、ある程度、授業で学ばない条文が出題された。」という意見もありまして、自分で学ばなければいけないという意識を持っている学生も相当数いるということも多く見られました。会社法以外の記載としては、民法の親族相続関係や、手形、小切手法とあって、それが細かいと感じる学生が多かったようです。

続きまして 23 ページをご覧ください。こちらは B の質問で「法科大学院教育と懸け離れた出題がありましたか」という問いに対して「あった」という答えが 42 人、「なかった」という答えが 100 人ということで、なかったという回答が多いですが、「あった」という回答もあるということで、ほかの科目と比べましても、民事系はあったという回答が多くなっています。出題の内容としましては、やはり、会社法の細かい条文と答えた人が非常に多い結果になっております。

中で特徴的な意見を申し上げますと、24 ページの中ほど「そもそも法科大学院では短答向けの教育はしないし時間的に無理。短答の条文、判例の知識は学生が自分で勉強するほかない、そして会社法などは細かすぎる。」ということでした。

また、「会社法は全体的に問われているテーマは法科大学院教育に沿っていますが、多くの肢の内容が細かすぎてかけ離れていたと思います。」という答えがありまして、ロースクールの授業とか懸け離れた、会社法の細かい知識が気になったという学生が多く見受けられました。短答式の分析については以上です。

（司会）　ありがとうございます。それではまず民事系の短答式の点について議論をして行きたいと思います。民事系ご担当の先生でコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。どなたかいらっしゃいますか。H先生でよろしいですか。

今回、時間の関係もありましたので冒頭に自己紹介をしないで進めてきておりますけれども、先生に若干自己紹介もいただきながらお話をいただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

（H）　成蹊法科大学院のHと申します。短答式ですが、受験生と直接ということではなくて、今回、去年の合格者で、企業に勤めて働きながら受かって修習に行かないでいた、1人の学生に時間内に解いてもらって、短答問題を検討してもらいました。

この人は昨年かなり高順位で受かっているのですが、そういう人は試験のやり方がうまい。短答問題を回答するために、すべての問題のすべての肢についての知識を必要であると考えると、すごく膨大であるけれども、実は、短答問題の正解を出すには必ずしもすべての肢に関する知識はいらないと彼は言ってました。だから２のＣの設問は、むしろ正解を導くためには、法科大学院で学ばない知識が必要だったか、というような形式にした方がいいのではないかなと思います。

おそらく短答式ができない人は、短答式問題では知らない細かい知識ばかり問われたという印象をもつのでしょう。したがって、そういう回答がここではたくさんになると思います。けれども、おそらく短答式ができる人は、ああ、そんな細かい知識を知らなくても解けるじゃないかと思っているはずです。だから、おそらく質問項目を作った人の意図と全然違う形で短答式のできない多数の受験生から回答されているのではないかなと思えるのです。

あと、私は民事訴訟法ですので民事の問題にいきますと、かなり細かい条文の知識が出ているというふうには私も認識しておりますし、先ほど言った修了生も言っておりました。ただそれは毎年出ているのです。だから、先ほど言った修了生は、ここの部分については細かい知識を司法試験委員会が求めているのだな、というふうに思って割り切って勉強すればたいしたことはないのではないかと言ってました。予備校とか法科大学院の先生が、ここは細か過ぎるとか言うことを信じないで過去の問題を素直に読めば、やるべきことはわかり、本当は短答式は難しくはないのではないかというのが先ほど言った修了生の感想でした。

それからもう 1 つ、これは民事訴訟法じゃないので私もちょっと記憶があやふやなのですが、民法などは過去に新司法試験の短答で出た問題を前提とした問題が出ているので、司法試験の委員会の短答を作る作成者は、過去問を検討した上で受けてくれというメッセージがあるのではないかというようなことを、先ほど言った修了生が申しておりました。

（司会）　ありがとうございます。ほかに民事系の短答式についてコメントいただける方、いらっしゃいますか。もうお一方ぐらいいらっしゃればと思いますが。

（K）　創価大学の法科大学院のＫと申します。まず参考というよりもお願いですが、この２のＣとか２のＤの質問については、たぶん今回の傾向から見ると公法系、民事系、刑事系というだけではなくて、いわゆる実体法上の民法、商法、民事訴訟法というふうに分けて聞いていただいた方がおそらくよいのではないかというふうに、回答からしてちょっと見受けられるだろうと思います。

私は会社法を教えていませんので問題も解いていませんが、これだけ会社法の条文についての細かい知識が多いという意見が頻出しているというのは、果たして適切だったのかどうかということを検証する必要がおそらくあるだろうと思います。条文だからそれは知っておいて当たり前だということが言えるのかどうかというと、条文は実務家になれば手元に置いて見ることがいつでもできるということなるわけですから、またほかの科目とのバランスを失するような形で細かい知識を聞いているということだとすると、やはりそれは是正すべきだということになると思うので、そういう貴重なアンケートだと思います。そういう意味でいうと、公法系、民事系、刑事系とくくるよりは、もう少し細かいくくりでアンケートを取っていただいた方が試験委員会等から見ても参考にしていただけるのではないかと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

（司会）　ありがとうございます。ほかに民事系の択一の問題でコメントいただける先生はいらっしゃいますか。そうしましたら論文の方の解説に進みまして、また全体的な議論をするところでもお話しいただければと思います。

（大橋）　引き続き論文式の分析結果について説明させていただきます。26 ページをご覧ください。26 ページの中央のグラフが民事系、民法系になります。青いグラフが民法、赤いグラフが民事法、黄色いグラフが商法になります。

まず「出題形式は適切だったか」という問いに対して、全体をご覧いただいて分かるように、民訴の回答について「適切」という回答が少なくなっております。民訴について「やや不適切」と答えた学生が 46 人、「大変不適切」と答えた学生は 22 人になっております。民法、商法に関しましては、双方とも同じぐらい、「ほぼ適切」と答えた学生が相当多いということになります。

続きまして「問題事例の設定について」という問いに関しまして、27 ページをご覧ください。これに関しましても民訴の答えが「適当」と答えた学生がほかの科目に比べて少なくなっております。「適当」と答えた学生が 82 人、「複雑である」と答えた学生が 57 人、「複雑過ぎる」と答えた学生が 26 人になっておりまして、複雑と感じた学生と適当と感じた学生がほぼ同数になっております。またどの科目にも共通して「簡単である」と答えた学生につきましては、ほぼなしという形になっています。

続きまして論点数に関する質問について、こちらはご覧いただいて分かりますように、商法に関しましては「多過ぎる」と答えた学生が多くなっております。商法に関しまして「多過ぎる」と答えた学生が 29 人、「やや多い」と答えた学生が 58 人、「適当」と答えた学生が 78 人になっておりまして、ほかの科目に比べて論点数が多いと感じる学生が多いようです。

続きまして「問われている論点は法科大学院で学んだものでしたか」という問いに関して、こちらは科目ごとに分けていませんが、「まったく学んだことがない」という学生が 24

人、「学んだことを大幅に超えている」という学生が 61 人、「学んだことに適合している」と答えた学生が 80 人となっておりまして、少なからず学んだことから超えていると答えた学生は、適合していると答えた学生より多くなっております。

最後に回答者に要求する知識および思考力、応用力の関係について、こちらは非常に特徴的な回答になっておりまして、民訴の答えが「適切である」と答えた学生が 41 名、「やや思考力、応用力を問う傾向にある」と答えた学生が 56 人、「思考力、応用力に偏り過ぎている」というのが 50 人になっております。

民訴に関しては非常に思考力、応用力を問う問題と感じる学生が多いという結果になっております。民法に関しましては「ほかの科目に比べて適切である」と答えた学生が 96 人、商法に関しては 118 人となっておりまして、民法、商法に関しては、適切であると感じる学生が相当数いたという結果になっております。民事系の論文の結果については以上になります。

（司会）　ありがとうございました。それでは民事系の論文について先生方からご意見をいただければと思いますが、萩澤先生、お願いいたします。

（H）　民事訴訟法でよく考える問題ということは、アンケートの通りだと思うのですが、今年度は若干設問、出題形式が不適切という回答が多いという話でしたね。それは民事系科目第２問の<設問４>のことを指摘しているのではないかと思います。この設問は、問題出題者が、何か考えてほしいという方向性は分かるのですけども、出題者の意図が非常にとらえにくい。

私にも、出題者がどの方向でまとめてほしいかというのはちょっとこの設問を読んだだけでは分かりませんでした。受験した学生もやはりここはどういうふうに答えたら、出題者の意図に関してもうちょっとヒントみたいなものが多かったらよかったのかなと思います。考える素材としてはすごくいいと思いますけども、試験問題として、どこまで考えてどういうふうに書いたらいいかという手掛かりがもう少しあった方が良かったのではないかというのが、私および私の周りの受験者の感想でした。

（司会）　ありがとうございます。ほかにご意見はございますか。M先生、いかがでしょうか。

（M）東洋大学法科大学院で民事系を教えております弁護士のMと申します。受験生のこのアンケートを見ますと、やはり受験生にとって悩ましいところは共通しているのだなというのがよく分かります。

もう 1 点は、問題を全体的にどう見ると、ずいぶん苦労して作ったなという感触を持っております。前年度の問題を比較してみますと、前年度の大部分は 3 教科でまったく問題

を異にするかのような問題でした。今年は何とか大大問の形式を一応保っていたとは思っています。そういう意味では作問に苦労していたとは思います。しかし、受験生の立場でみると問題を初見で見たときにどこまで書けるのか、先ほどの民訴の問題で出ましたけれども、どの視点で長所、短所をとらえて書いたらよいのかという悩ましさは出てくるだろうと思いました。

（司会）　ほかの民事系の先生で、國學院のＹ先生、いかがでしょうか。

（Ｙ）　國學院のＹと申します。私は民法を担当していますが、今年の民法の問題については、アンケートでも学生が答えていましたように、論文式の方については比較的書きやすかったのではないかと思います。問題のレベルとしても適切かなと思いますし、そんなに複雑過ぎることもなく、ロースクールの学習の延長上にあるのではないのかなと感じました。

（司会）　ありがとうございます。H先生はいかがでしょうか。

（H）　獨協大学のHでございます。毎回、よい機会を与えていただきありがとうございます。私も感想としてはＹ先生と似たようなところでして、民法ですが、要件事実を含めて全部で 3 問出題されています。いずれもそんなに複雑ではなくて、ある意味ではオーソドックスな問題だったのではないかと思います。

ただ設問の 2 でしたか、抵当権侵害の不法行為というか、最近ではあまり取り上げられない論点でしたので、ちょっと面食らったようではありました。ただそこでの詳しい議論を知らなくても、損害とは何かとかいうところから、ちゃんと一つ一つ解きほぐしていけば、それなりの解答ができる問題だったと思います。そういう意味では、よい問題だと思いました。

問題点を 1 点だけ申し上げると、先ほどのアンケートの民事系に関する質問で、「問われている論点が法科大学院で学んだものだったか」というところで、「まったく学んだことはない」、「学んだことを大幅に超えている」という回答が結構多かったわりには、論点の数、出題形式、事例設定は適切だ、という回答が多いことをどのように理解すればよいのか、とは感じました。

短答についても、結局同じことが言えるように思います。むしろ、短答式については、法科大学院には期待していない、予備校で勉強するからよい、というような邪推もできるのかな、という気がします。もしそうだとすると問題だろうと思います。この辺をもう少し分析できれば、また違う見方もできるのではないかと思います。少しずれがあるのをどう見ればいのかな、というふうには感じました。以上です。

（司会）　ありがとうございます。Ｓ先生、いかがでしょう。

（Ｓ）　同じ獨協大学です。やはり実務家の観点から見て、民法はわりとよい問題じゃないかなと思います。実務家として期待する、それから法科大学院の問答でいろいろやりとりすることがわりと素直に出ているので、あまり特に論文の書き方とかをやらなくても書きやすい良い問題だと思います。ただ民訴の問題はどうしても、民訴自体にいろいろ学説があって分かれていて、非常に税金のところにしても議論があるところなので、ああいうところにやっぱり考える力を見るために分かれているところを聞きたくなる。

双方の立場から意見を述べろというふうに民訴の出現は結果としてなってしまう。何かヤマを張られるようなこともあるのでもうやめた方がいいのかなと若干思ったりもしますけど、それは基礎から民法を学んでいって最終的には民訴にいくという型から見てやむを得ないのかなという感じもしています。ですから問題はいい方向にいっているかと思います。

（司会）　ありがとうございます。引き続き刑事系について、まず短答式のアンケートについて、分析を担当委員からさせていただきたいと思います。

４、刑事系の分析

（今泉）　法曹養成センター副委員長の今泉と申します。刑事系のまず短答式について、アンケートの分析結果についてご説明させていただきます。お手元の資料の 18 ページをご覧ください。まず 2 の A の問題の量に関しましては、「適当」という意見が過半数を占めているところはほかの 2 科目と変わらないのですけれども、次いで「やや多い」という意見が全体の約 3 分の 1 となっております。

「やや多い」と「多過ぎる」という意見の割合が 3 つの科目の中で一番多く、逆に「やや少ない」、「少な過ぎる」という方が合わせて 1 人しかいないことから、問題量については受験生の方は多めであるという印象を持たれた方が多かったという分析ができます。

また 18 ページ 2 の B の問題の難易度につきましては、「適当」という意見が 3 つの科目の中では一番少なく、「難し過ぎる」、「やや難しい」という意見が多ございます。難し過ぎるという意見については、ほかの 2 つの科目が 8 名というところに対して 19 人いるということから、ほかの 2 つの科目と比較して、難しいという印象だったという分析ができます。

このように受験生の多くが難しいという印象を抱いた 1 つの原因として考えられるのが、次の 19 ページ C の「法科大学院で学ばない条文や裁判例の知識だけを問う問題がどの程度ありましたか」というこちらの質問と、23 ページの D「法科大学院教育と懸け離れた出題がありましたか」という質問の回答ですけれども、23 ページの下のところ、自由記載の部分をご覧いただければ分かりますように、懸け離れた出題については、あったという意見

自体がほかの 2 科目と比べて多いわけではないのですけれども、自由記載欄のところが、ほとんどの人が懸け離れた出題というところに少年法の問題というのを指摘しております。

実際には少年法の知識を問う問題は刑事系の 40 問中わずか 1 問しかなかったのですけれども、お手持ちの資料の 141 ページにその問題がございまして、この問題が刑事系の最後の問題だったということもあって、おそらく受験生の間では強く印象に残ったものと考えられます。実際のところ法科大学院で少年法の講義を行うところは多くなく、受験生としては事実上出題範囲外と考えられていた少年法からの出題があったということがおそらくショックだったのではないかと思われます。短答式については以上です。

（司会）　ありがとうございます。それではまず短答式について、刑事系の先生中心に議論をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。法政大学のＫ先生、いかがでしょうか。

（Ｋ）　法政大学法科大学院のＫです。自分自身でも今年の問題をずいぶん解いてみました。こういう条文とか、条文に関連する内容はかなり多くあります。

条文に関する問題というのは、刑事訴訟実務の基礎などではわりとよく触れるようにしています。というより、むしろ過去の短答式の問題を見て、その中で出てくる条文の中で試験を作る側が肝の部分として聞きたい部分はだいたい過去問を見れば分かりますから、それにかかわるような部分に関しては注意して授業の中に入れるようにしていました。

ですが、そういう目でもう一度今年の問題を見直してみても、特徴として言えるのは、我々がそういうことをかなり注意して、たぶん学生がきちっとそれを復習してくれていても、例えば足が 5 つあるうちの 2 つか 3 つまでは自信を持ってくれますが、残りの 2 つぐらいは何ていうか△みたいなところで、あとは答えを「えい」と選ぶという感じの解き方にたぶんなっているだろうなと思います。

先ほどＨ先生の方からご指摘があったように、短答式がうまい子はそれで十分合格ラインに来ますが、要領の悪い子ですと、そこら辺の 5 足のうちの 3 足までは切れていても、残り 2 足の不安がいろいろな意味で変な形で作用をして正解にたどり着けない、そういう問題がわりとあるのではないかなと思います。それがいいと考えるか悪いと考えるか、二十何年前に自分が旧司法試験を受けたときの短答もやはりそういう部分はあったと思うので、全体として見るならば、このぐらいの問題をやはりきちっと解けない子は、要するに短答試験の合格ラインを突破できない子は、落ちてもしょうがないと思います。

（司会）　ありがとうございます。駿河台大学のＡ先生、いかがでしょうか。

（Ａ）　駿河台大学で基本法科目、演習科目、それから実務系科目、刑事系の科目を教えておりますＡと申します。例えば短答式の問題を見ますと、公判前整理手続きが出ていま

すし、被害者参加も出ている。それから具体的に異議の場面も出ている。それから先ほど来話題になっております規則レベルの、見ようによっては知識を問う問題も出ておりますし、それから最後に少年法の、私に言わせればこれは刑事法の一部、刑事法の組み立てに関する問題と見えるのですけれども、出ていますので、見ようによっては大変に広く問うていると言うことはできると思います。

受験した学生に聞きましても、少年法までやはり勉強しなければいけないのかとか、規則まで条文を知っていないと正答が出せないのでしょうかという、それは受験する側からすると怨嗟の声といいますか、出てくるのはやむを得ない面もあるのかとも思いますが、学生にもそう説明しておりますが、私に言わせればこれはこれで 1 つきれいに完成した試験問題の在り方で、これぐらいのことができれば実務修習に出しても大丈夫だろうという非常にクリアな意図といいますかコンセプトは感じられる問題だと、基本的に評価しております。

ただその一方で、現実問題としてロースクールの現場では、純粋未修者が 3 年間でこれに対応できるのだろうかということも付いて回ります。ロースクールが 5 年ぐらいあれば、非常にいい問題だな、これぐらいできないといけないよと言って学生に説明して何のためらいも感じないのですけれども、いささか大きな話なので恐縮ですが、試験のコンセプトは、これはこれで 1 つ完成した立派なものである、だからこれに合わせて、詰め込むのではなく――学生側の問題もあるのだと思います。学生は得てして基本法科目とか演習科目とか、あるいは実務系の科目なんかは直接試験に関係ないからと旧試のような予備校的な感覚を持って分断して勉強しがちですが、全ロースクールのカリキュラムが提供している各科目をきちんと有機的に関連させて、その都度出てくるところを条文に当たって基本的な知識や判例を学んでいれば、全部これは教わっているはずのことであるという言い方もできて、この建前を崩してはならないと考えるのか、あるいは今、制度自体が直面しているように、試験自体が難し過ぎるのでは、難しいというか盛りだくさん過ぎるのではないか、もう少し試験自体の在り方を根本的に見直すというまた別の、それはそれでまた別の 1 つの正論があって、私もどちらが正しいという答えは持ち合わせていませんが、そのようなことを感じながら今のご報告を聞いておりました。

（司会）　ありがとうございます。関西学院のＡ先生、いかがでしょうか。

（Ａ）　関西学院のＡと申します。私は刑法を担当しておりまして、刑事訴訟法はあまり細かく分析したことはありませんが、毎年刑法だったら刑罰論が 1 題は必ず出ています。それから少年法とか刑事訴訟法の公判前みたいなものも出ているということで、刑事訴訟法を担当していないのでちょっと分かりませんが、なかなか刑罰論は講義では十分説明し切れていませんので、指摘するだけですけれども、そこは授業では十分できないけれども、短答式は必ず 1 題出るのでという指導はやっております。

それに対応するのであれば、刑事政策という科目、本学では犯罪学という名称ですけれども、犯罪学とか少年法という科目は開講してはいますが、受講生を見ているとそれほど多くもございませんので、やはり純粋未修の人を中心にして、刑罰論とか少年法についてはちょっと課題が多いという気がしています。以上です。

（司会）　ありがとうございます。島根大学のＫ先生、いかがでしょうか。

（Ｋ）　島根大学で刑事系の総合科目と刑事訴訟実務の総括をしておりますＫと申します。私は二弁なので毎週通っています。刑法に関しては、択一の問題は懐かしかったですね。自分が 20 年ぐらい前に受けていた司法試験の問題とすごく似ているなと思います。やはり端的に知識を聞いてきているという印象を強く持ちました。

それから刑事訴訟法に関しては、私も先ほどの先生方のご意見と同じで、結構バランスよく聞いているなと思いました。少年法が出たのはたまげたと思いましたし、学生も結構びっくりはしていましたけれども、私が思ったのは、なかなかいい、正攻法じゃないといいますか、択一って 100 点を取らなければいけないというものでなく、受験生の大半がたぶん少年法なんていうのは落とすだろうから、そんな問題は落として構わんというふうにして、試験という意味でいうと、100 点を狙おうと思うとかなり厳しいけれども、合格点に届くこと自体はそれほど難しい問題ではないかと。

100 点を狙って勉強していくことはもちろん大事なことですが、実際に出している問題と合格点をどのぐらいのところに設定しているのかという兼ね合いでいくと、刑事系に関してはそれほどおかしな問題ではないという印象を受けました。

（司会）　ありがとうございます。國學院大學のＴ先生、いかがでしょうか。

（Ｔ）　國學院で刑法を担当しておりますＴと申します。択一は正直申し上げてあまり私自身検討していませんが、学生に聞きますと、年々受験生にとってはよくなってきているのではないかという話は聞きます。パズル的なものがだんだん少なくなってきているというような評価を彼らはしているようですので、それはそれでいいのかなと思います。

問題自体は 1 つずつを検討しますと非常に基礎的な問題で、基本的な判例についても聞かれると。そういう意味では知っていなければならないであろうと思います。そしてそれほど難しいことは聞かれていないと思いますが、ただこれはもう択一という問題の本質にかかわってくると思いますが、短い時間にできるかということですね。

よく我々も教員の間で、どうも我々教員が受けても通りそうにないねというようなことをよく言いますが、何かやはりそれなりの択一の勉強のテクニックが要求されるのか、もしそうであるとするならば、これはもう本質的な問題にかかわってきますけれども、もう少し択一というものについての問題を考え直していただいた方がいいんじゃないかという

気もいたします。しかし 1 つずつの問題を取り上げれば非常にいい問題ではないかなという気はしておりますけれども。論述に関しては、また後ほど少し申し上げたいところもございますけれども。

（司会）　ほかに刑事系の択一に関してコメントいただける先生はいらっしゃいますか。
（Ｓ）　國學院大學のＳでございます。ほかの方はちょっと検討できていませんが、択一の刑法だけは今年の分もやりまして、あと過去何年かの分も見ましたが、年々、もともとかなり知識偏重というか、基本的に条文とあとは模範六法に出ている重要判例に答えられればかなり解ける問題でして、しかも今年になって、さらにいわゆる論理問題というか、何かこう、ある程度考えなければ解けないような問題はほとんど姿を消したという感じでして、正直、これが受からない方は基礎知識が足りない、勉強不足としか言いようがないのかなという印象を持っております。
　刑訴法の方は見ていませんが、先ほどのアンケートで、少年法がということで結構出ていましたけれども、先ほどＫ先生からも発言があった通り、必ず満点が取れる試験ではないので、できない問題はあきらめるというのも 1 つの技術だというふうには考えてほしい。
　あとは逆に、大学院で出ていない条文を問うことに意味があるのか、みたいな回答はありますが、正直、こういう人たちは逆に何を勉強しているのかなと。その条文ですら答えられない君はいったい何なんだと問いたいぐらいな気がします。答えられている方たちは、せめて択一ぐらいは通ったとかいう前提でよいのですか、それともそういうのは関係なくアンケートに答えているのですか。

（司会）　これは関係なく、試験の直後から回収を始めていますので。

（Ｓ）　最終的にはある程度択一合格レベルに達している方とか、そのぐらいじゃないと何かこう、意見が、本当にその人の勉強不足なのかそれともそのまずいパターンなのかという、本当に試験自体が不適切なのか、なかなか分かりかねるのかなという気もしていまして、択一自体は、僕自身はとてもオーソドックスな問題が多くて、勉強さえしていれば時間内にはそれなりに書けるのではないかと。私も何回か時間を計って解きましたけど、取りあえず合格点ぐらいは今のレベルでもできますので、たぶん受験生の方たちはもっと勉強しているでしょうから、もっと解けてしかるべきと思いました。
（司会）　ありがとうございます。ほかに択一、刑事系でコメントをいただける先生、いらっしゃいますでしょうか。それでは論文の方に進みまして、また戻る場合には併せて議論したいと思います。では刑事系の論文式についての分析を説明させていただきます。

（今泉）　はい。そうしましたら論文式についての分析の説明をさせていただきます。資料の 26 ページからご覧ください。まず（3）A の出題形式という点につきましては、ここ

については刑法、刑事訴訟法ともほぼ同様の分布という形になっております。公法系、民事系と比較しますと、やや不適切とか、大変不適切という回答が比較的少ないということは 1 つの特徴であると言えるかと思います。

27 ページ B の問題事例の設定については、ほかもそうですけれども、「適当」という意見が最も多く、次いで「複雑である」という意見が 3 割程度、「複雑過ぎる」という意見が 1 割程度となっております。この点は公法系、民事系とほぼ同様となっています。

次のページにいきまして 28 ページ C 論点の数については、顕著な結果が出ております。一番下の（3）のところですけれども、刑事訴訟法について論点の数が多過ぎるという意見が半数近くを占めていることが非常に大きな特徴と言えます。ほかの科目ではすべて、論点の数は適当であるという意見が最多であることを考えますと、刑事訴訟法については論点の数が多いという印象を抱いた方がかなり多かったというふうに分析できると思います。

この回答結果につきましては、37 ページ以下の個別の「その他お気付きの点」というところにも表れており、これは後でご覧いただければと思いますけれども、自由記載の部分につきましては、刑事系に関する意見としましては「書くべきことが多すぎて時間が足りない」という意見がほとんどでした。

次の 29 ページ D「問われている論点が法科大学院で学んだものでしたか」という質問につきましては、公法系、民事系は「学んだことに適合している」という意見と「大幅に超えている」という意見がかなり近いのに対して、刑事系につきましては「適合している」という意見が「大幅に超えている」という意見の約 3 倍ありまして、問われている知識としては法科大学院の教育に適合したものであったというふうに分析できるかと思います。

最後の 30 ページ E の「出題の意図と解答者に要求される知識および思考力、応用力の関係について」という質問については、ほかの科目に比べてですけれども、刑法で「やや思考、応用力を問う内容」という意見の割合が多かったところが特徴であるかと言えます。

以上の回答の内容から、刑事系の論文試験につきましては法科大学院の教育に適合した問題であり、かつ思考、応用力を問う内容の問題であるという意味では適切なものだったと言えますが、刑事訴訟法に関しては、論点が多過ぎるために十分な考察ができないものとなっていたのではないかというような分析結果になるかと思います。刑事系の論文に関しては以上です。

（司会）　ありがとうございます。それでは開始からちょうど時間が半分ほどになりましたので、ここで 10 分ほど休憩を入れさせていただいて、その後に議論に進みたいと思います。7 時 10 分に再開したいと思いますので、それまでにお戻りいただければと思います。

＜休憩 9 分間＞

（司会）　それでは再開したいと思います。刑事の論文の分析をいたしましたので、ここ

から始めたいと思います。先ほどちょっとご意見をいただきましたＴ先生、口火を切っていただければと思いますが。

（Ｔ）　國學院のＴでございます。今年の問題を拝見して一番先に感じたことは、これは私の非常に個人的な感想ですが、今までの論述式の問題で一番いい問題ではなかったかなということを思っています。特にこれは拾い出していいのかよく分かりませんが、昨年の刑法の論述と比べますと、もう圧倒的によくなったのかなと。昨年の刑法の論述に関しては、私は研究者が刑法を議論する素材として使うのには去年の論述の問題は非常にいい問題だったと思いますが、実務家の適性を図るための試験として、間接正犯と教唆犯の区別を理論的に説明することが評価の基準にされているのだとすれば、かなり不適だったと思います。

そういう意味では今年の問題は、過失犯とそれから不作為犯だと思いますけれども、基本的なことを理解していれば、あとは例えば過失犯については、私の考えでは過失の実行行為をどこに求めるかというようなことを問うておられるのかなと思って、そういう意味では実務家の能力を確かめるのには非常にいい問題ではなかったかなと思っております。

つい先日も少し数人の学生と検討を加えてみたのですけれども、そこで少し意見が分かれたのは、過失犯とそれから不作為犯が問われているのだろうと思いますが、例えば出題者がどちらにウエートをおいて答えてもらいたいとお考えになっているのか、その点について学生と私の間で少し意見が分かれまして、私はどちらかといえば過失犯の方にウエートを置いて答えてもらいたいと思っているんじゃないかと言ったんですが、学生はどちらかといえば、いや、不作為犯の方じゃないかと、殺人か遺棄致死かはともかくとして、そういう議論でした。しかしどちらにウエートを置いて答えてもらいたいと思っておられるにしても、内容的には非常にいい問題だったのではないかという感想を持ちました。

（司会）　ありがとうございます。論文に関して、ほかにコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。立教大学のＨ先生、お願いいたします。

（Ｈ）　立教大学法科大学院のＨです。これまで出たお話と私もまったく同感で、去年の刑法は本当に問題だったと思います。予備校をもうけさせるにはいいかもしれませんけれども、まともにロースクールで勉強していてもなかなか解けない、旧試の過去問を一生懸命解いていれば対応できるという傾向だったと思いますね。

そういう意味では、従前、刑法も刑訴法も基本的なところを中心にして、事例を分析して考えればいいという形で、旧試とはかなり変わってよくなっていたのではないかと私は思っていました。しかし、先ほど言ったように、刑法に関しては、一昨年、去年と、ちょっと問題があるなと思っています。特に去年は非常に問題があるとアンケートにも厳しく書いておきました。そういう意味では刑法はよくなったと思います。

それから刑訴法は年々だいたい同じような傾向で、基本的な知識があって、原理原則から考えさせるという問題ですけれども、ちょっと量が多いと思います。特に今年は相当多かった感じがします。受験生のアンケートはよくとらえていると思いますね。4 時間、あるいは 3 時間で 1 問であれば、いい問題だと思うのですけれども、あの刑法と合わせて 4 時間でということになると、分かっていても時間が足りないという人がおそらく出てくるだろうと思います。

確かに実務でスピードが要求されることは確かですけども、そこまでのスピードがいるかというとそうではないと思いますね。量の問題はあると思うのですが、基本的な方向性としてはいい問題なんじゃないかと思います。要するに論証パターンを暗記しても役に立ちませんし、基本概念や原理原則を前提とし事例を分析しながら解いていくもので、実務の解決にも合っていると思います。

そういう意味で、さっき短答式のところでもお話がありましたけれども、学生はどうしても実務科目は司法試験に直結しないと誤解していて、サボろうというところがあるわけですけれども、刑事系に関しては、司法試験の問題を論文でも択一でも解くのに実務科目と直結するということが実証的に説明でき、そういう意味では、模擬裁判などでモチベーションを高めロースクールの本来あるべき刑事実務が最終的な目標、中心になるようなカリキュラムを組んで、それに従ってきちんと勉強していけば、司法試験もきちんとできる、そういうことになっているべきだと思います。

それからさっきの少年法の問題も、私が専門にやっているせいもありますけれども、弁護士になる人で、あのぐらいのことを知らないで資格を取っていいのかということをもう少しお考えいただきたいですね。それも知らない付添人でいいというのなら別ですが、やはりそのぐらいのことは刑法の授業でも、刑訴の授業の中でも教えられるはずですし、私はいつも教えています。

（司会）　ありがとうございます。ほかの先生、いかがでしょうか。じゃあ、すぐお隣でやはりうなずいていらっしゃったＫ先生、お願いいたします。

（Ｋ）　静大で教えております。私も今の方々のご意見にまったく同感です。刑訴の量が多かったというのは、刑訴は昨年までは結構オーソドックスないい問題であり、かつそれほど極端に多くなかったという印象があります。多少多かったですけれども、今年ほどは多くなかったという感じがします。

今年、私は自分なりに学生に伝えるために整理をして、とても 2 時間じゃできなくて、2 時間で書こうとすると、端的に言えば論点を指摘して結論だけ書くと。数行で 1 つの論点について答えていかないとすべての論点を言い尽くせないというほどの、たくさんの時間がいることがあるわけです。あれでは、せっかく自分の頭で考えてそれを表現するということを訓練してきたのに、最後は本当に問いを発して答えだけ、理由は一言で述べなさい

と言っているようなものですよね。そうするとどうなるかというと、よく考えた人は時間が足りなくてすごく点が悪い、ところがろくに考えずに論点だけ見つけた人はいい点を取るという評価にどうしてもなると思います。

ですから客観的に法科大学院できちんと勉強してきた能力を適正に測るためには、やはり例えば今年の刑訴の問題みたいなものは 3 分の 2 以下に絶対減らさないとまずいんじゃないかなという気がします。

ついでにもう 1 点だけ、これはほかの方々の意見も聞きたいのですが、今年の問題の通しページでいうと 149 ページに捜査報告書とがあって、「この捜査報告書の証拠能力を述べよ」という問いになっています。ところがこの調査報告書は警察官が作ったいわば報告書でありますから、通常これは伝聞例外で考えれば、刑訴法の 321 条 1 項、3 号書面になる性質のものであって、これの証拠能力を論ぜよというと、弁護人が不同意と言ったらこれは証拠にできない。通常、検察官は、この場合撤回をしてこの元になった IC レコーダーを物証として請求するだろうと思います。その物証として請求されたものの中にある供述部分についての伝聞性をどう論ずるかということが本当の問題にならなければいけないはずなんだと思います。

私が危惧するのは、この問題が出て、これは 321 条 1 項の 3 号書面に該当するので、弁護人が不同意となったので証拠とできない、証拠能力はないというふうに書いてほかのことを論じなかった人は、実務的には正しい答えを出しながら、たくさん用意された論点を何も答えられない。その前提におとり捜査の問題とか、秘密の録音の問題とか、さらにこの原供述者の供述をまさに伝聞証拠として使うのかどうなのかという部分、そこが一番中心の論点として問われているのに、その問題に答えないでいいような問題の出し方になってしまっていたという問題は、すごく大きな問題じゃないかと。少なくともそこの後の採点の段階でこれをどうするのかということは、結構大事な問題ではないかなと思います。

そこを含めて、やはり採点基準というか、細かいことを全部開示しろといったって無理ですけれども、例えばそういうぜひここははっきりしてもらわなきゃ困るということについては、何らかの形で司法試験委員会の方で明らかにしてもらうということを求めていくべきではないかなと思っております。

（司会）　ありがとうございます。刑事系の論文式で他の方はいかがでしょうか。

（K）　法政大学法科大学院のKでございます。今のご指摘ですけれども、私もこれは捜査報告書があるなら、じゃあ、捜査報告書の証拠能力という課題にしたのはちょっと欲張りすぎというか、最後にもう 1 つ論点を付けようという意図だと思うのですけれども、先生からご指摘があったような答案は、やはり落第だと思います。

というのは、問題文の中の説明に「前提となる捜査の適法性を含めて論じなさい」と明記されていますので、そこの部分もきちっと論ずるということはもう題に含まれています。ですから、やはりずっと論点を流して書いていって、最後が、これは 1 項 3 号にするのか、

人によっては 3 項にも準用するみたいなことを言いだす人も出てくるのかもしれませんけれど、そこら辺を区分けさせて、まあ、最終的にはだいたい 1 項 3 号に当するのでしょうが、そこで最終的な結論を出していくという答案でなければいけないだろうと思います。ですから採点に関して言うならば、先生からご指摘いただいたほどの何かシリアスな悩みは、採点者側は持たないのではないかと考えます。

（司会）　ありがとうございます。ほかの先生、いかがでしょうか。今の点でもいいですし、また別の観点でも結構だと思いますが。関西学院のＡ先生、いかがでしょうか。

（Ａ）　関西学院のＡでございます。特に刑事系の中の刑法ですけれども、プレテストのころは出題形式が、甲の供述要旨、乙の供述要旨、それで甲も乙の供述も信用できる、というような格好で、確か初年度もそうだったと思いますけれども、2 年目の未修の人が修了したときは急に形式が変わりまして、最高裁の決定要旨まで問題文に付けて、なおかつ設問に、恐喝か詐欺かどちらになるのかというような、問題文にまでヒントが付けてあったような出題形式で、その後また旧司法試験みたいな形の形式になってきているということで、どうもちょっと方向性が定まっていないなと思います。おそらくこの 10 年ぐらいは試行錯誤ということで、本来はもともと刑法と刑事訴訟法の融合問題ということで出発したはずだったのに、それが見事に刑法と刑事訴訟法が今分かれてしまった問いになっていまして、しかも出題形式自体も年によって違っているということで、この間ちょっと受験生の人には厳しいのではないかという気がしております。

（司会）　ありがとうございます。ほかに刑事系の論文式でコメントいただける先生がいらっしゃいましたらお願いします。Ｈ先生。

（Ｈ）　國學院大學のＨでございます。刑事系の第 2 問、刑事訴訟法の問いですが、非常に実務的で、領置や押収の問題とか、あと押収したメモ片の復元、それから証拠能力、伝聞証拠とか、いろいろ良問だと思いますが、ちょっと気になったのは、問 1、問 2 とも適法性を問うという問題ですが、刑事訴訟での適法というのは弁護人の立場からの適法性、検察官の立場からの適法性、それからあとは裁判所から見た適法性ということで、これは受験生が、たぶん裁判所から見た適合性で書くと思いますけれども、検察官あるいは弁護人の立場から見た適合性について論じてしまった場合、採点に何か影響するのかどうか、ちょっと気になったところです。

（司会）　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。そうしましたらまた先に進みまして全体的な議論の中から――では、Ｋ先生。

（Ｋ）　すみません、ちょっと短答式の問題に戻っちゃうんですが、今、刑事系の出題の

形式とか内容を含めて定まっていないのではないかというご指摘がありましたが、確かに定まっていないといえば定まっていない。逆にいろいろ意見を見ながら出すと、ずいぶん気にしてそれで変えていくという状況もあるのだなという気もします。そういう意味では、今後まだまだ変わるかもしれないという気がしています。

短答式の話ですけれども、短答式の問題が多過ぎるという傾向が、刑事がやっぱり一番多く指摘されている評価、そして実は今日の資料でいきますと、通しの 13 ページの「刑事系科目の見解および配点」という一覧表がありまして、今年は解答欄が、1 からずっと……全部で 72 あったわけです。去年は確か 76。一昨年までは 50 台だったんですよね。それが去年急に 76 に増えて、そして今年またちょっといろいろ言われたので 72 にまで減ったということがあります。そのことを含めて、問題の数、それから足の作り方自身が、毎年やっぱり意図的に変えていえるのではないかというような変遷をたどってきているのではないだろうかと思います。

そういう中で、昨年に比べて実は刑事系科目は平均点がほんのわずかだけどまた下がっている。去年がぐんと下がったのですが、今年もまた下がっているということがあります。そして 40%に満たない、最低ラインをクリアできなかった人の数も今年 370 人ということで、かなり多いわけです。ほかの科目に比べても非常に多い。去年よりもまた多いという状況があります。このあたりの変化も含めて、本当に刑事系の短答式および論文の試験が、いったいどうなってきていて、これからどうあるべきかということを、あらためてちょっとみんなで考えていただく必要があるのではないかなと思います。

ついでの話ですが、今年日弁連と法科大学院センターで 11 月に予定しております新司法試験シンポジウムは、テーマを「短答式試験はこのままでいいのか」ということにかなり焦点を絞り込んで、あらためて本当に問題の量とか科目数も含めてもう一度真正面から議論してみようではないかと考えておりますので、ぜひ皆さんも今後ちょっと注目をしていただいて、一緒に協力して議論していっていただきたいなと思います。

（司会）　ありがとうございました。ついでにそのシンポジウムの日付とか時間を宣伝いただけたらいいかなと思いますが。

（K）　11 月 13 日土曜日、午後 1 時から５時 30 分の時間で主婦会館プラザエフ　地下２階「クラルテ」（四谷駅）で行います。

（Y）　例年ですとこの会館でやることが多いのですけれども、今年は会館内の会場が確保できなかったので、四谷の駅前にあります主婦会館というところを借りてやります。100 人ぐらい入れるところだと思います。皆さんどうか奮ってご参加いただきたいと思います。

５、選択科目の分析

（司会）　ありがとうございます。次に選択科目について、アンケートに表れた意見のご紹介等の分析を担当委員よりいたしたいと思います。

（高岡）　法曹養成センターの委員長を代行しております高岡です。選択科目についてのご意見というアンケートの回答について述べさせていただきます。お手元の 31 ページから 33 ページにかけてですが、受験科目については A グラフの通りの分析で、無回答の方も結構いらっしゃいました。意見につきましては、本当にそれぞれのコメントを読み上げるだけになってしまって申し訳ないのですけども、環境法につきましては、肯定的な意見として「基本に忠実な出題であり適切な問題であった」。出来のよかった人は当然肯定的な意見でしょうし、そうでなかった方は否定的な意見だと思いますが。

続きまして特徴的な意見としましては、「今年は第 2 問で行訴法から問われ、問題等が多くなっており時間切れになった」、「参考資料が付いていないので分かりにくかった」、環境法についてはそういうところですね。

続きまして経済法、肯定的な意見としては「適切な問題であり、法科大学院において学ぶことに適合していた」ということで、同種の意見がかなりたくさんありました。経済法について特徴的な意見としては「難易度がやや低いように思われる」、「基本科目でないにもかかわらず、求めているレベルが高過ぎる」、「答案用紙の枚数が各問 4 枚では足りない」という意見がありました。

国際公法について、肯定的な意見としましては「国際公法の基本的思考を問う問題で、良問だと思う」ということで、同趣旨の意見がもう 2 つほどあります。特徴的な意見としましては「法文に掲載する条約等を増やし、もっと複雑な問題にしてもよいのではないのかと思った」、司法試験六法についてだと思いますけれども、そこに掲載する条約等を増やした方がいいのかというご意見だろうと思います。

続きまして次の 32 ページ、国際私法ですが、肯定的な意見としては「適切な問題であった」というのがありまして、同様の意見が 3 人から出ております。特徴的な意見としましては、国際取引法の分野に関して「出題意図が分からなかった。ただ単に条文を探して当てはめるだけなら簡単過ぎるし、他に問題点があるとすれば思い付けない。国際私法分野も単に長文に当てはめれば問題解決する事案であるのか、ほかに問題があるのか不明だった。条文の趣旨を答えさせたかったらそのように設問設定の仕方を工夫すべきではないか」という意見があります。

租税法につきましては、肯定的な意見として「法人税の論点が少なく、明確であるのはよかった。続けてほしい」。特徴的な意見としましては、第 2 問青色申告の問題については「社会人経験者の方が有利になると感じた。法科大学院のカリキュラム上適合しているか疑問である」という意見が全部で 4 人ほどいらっしゃいます。

続いて知的財産法につきましては、肯定的な意見「全体的に良問であった」、4 人の方から意見が出ております。「特許法、著作権法ともに条文や理論をしっかり理解していれば答えられるものであったと思う」。特徴的な意見としては「難易度が高過ぎる、もう少し基礎的なことを問う問題にしてほしい。知財は倒産法と並んで出題範囲が膨大なのに、このような出題が続けば公平性を欠くと思う」という意見がありました。

続きまして倒産法についてですが、肯定的な意見として「問題形式、レベルともに適切だった」という意見が多数あります。特徴的な意見としましては「問題が漠然としていて何を問われているか判断しにくい問いがあった。思考力を試す問いとしては、もう少し問題文を明瞭にしてほしい」という意見が全部で 4 人から出ております。

最後に労働法についてですけれども、肯定的な意見としては「知識偏重でない、現場で考えさせる問題であり適切だと思う」という意見が 4 人から出ております。特徴的な意見としては「他の選択科目に比べて問題文が長い。問題の分量によって科目間で差が出ないような出題を望みたい」、「論点が多く、書くべき内容が多い。答案用紙が 1 問、4 枚では少ない」という意見が出ております。以上でした。

（司会）　ありがとうございます。分析は以上ですが、選択科目の関係で今年の卒業生、受験者の皆さんから意見等聞いている方がいらっしゃいましたらコメントいただければと思いますが、いかがでしょうか。本日は比較的選択科目の分野の先生がいらっしゃらないものですから、非常に難しい進行になっておりますが。では、Ｙ先生、お願いします。

（Ｙ）　すみません、学生から意見を聞いたわけではないので、私の感想になってしまいます。労働法ですが、このアンケートの中の意見で「事業譲渡と雇用関係については初見であり、・・・教科書でほぼ触れておらず」というのがありました。しかし、この論点自体は、実務的には非常に大事だと私は思っていて、法律相談でも現にこういうことに答えなければいけないので、試験で聞いて悪い内容ではないと思います。

あるいは別の意見の中で、「現場で考えさせる問題であり適切だ」と、言っているものがありますが、そうではなくて、ここも、きちんと知識の領域があるのですね。だから、受講者が「これは初めて見た」とか、あるいは「現場で考えさせる問題だ」というふうに認識しているということは、実は勉強が足りないということを示していると思います。何が足りないかというと、おそらく授業の時間数が足りないのですね。労働法に割ける時間はごくわずかで、試験で問われているレベルまで持っていけないのだと思いますが、労働基準法とか労働契約法の基礎を勉強しているだけで終わってしまって、試験で問われている論点で十分議論できるだけの水準まで達していない可能性がある。その意味では、逆に、試験問題が難し過ぎるというのはおそらく当たっているのではないかという気がいたします。

ですから、もう少し教育と試験のターゲットを明確にして、ここまで聞くのであれば、

それなりの授業をしなければならないし、授業でできないんだったら試験のレベルを下げてもっと基本的な、例えば労基法 24 条から相殺禁止の原則が導かれるとか、そのくらいのレベルの話をきちっと覚えさせるというようなところに的を絞らなければいけないんじゃないかなどといった検討がされるべきでしょう。どこら辺にレベル設定をするか極めて難しい問題ですが、きちんと議論されなければならないという気がします。

ほかの科目にも共通だと思いますが、労働法の設問がちょっと特徴的なのでご覧いただきたいのですけど、資料でいくと 165 ページから 168 ページまでありますが、第 1 問の設問形式で「あなたが弁護士として回答する場合」、ここまでは実務的な視点が出ていますが、その次に「法律上の問題点を指摘し、それについて見解を述べろ」とも言っています。これは旧試験と同じ出題形式で、「論点を挙げて論ぜよ、自説を述べよ」という、旧試験的な設問の仕方と、「あなたが弁護士として、どのように紛争を解決するか」という新試験的な設問の仕方とが混じっている点が注目されます。

それから第 2 問の方でも、1 つ目の「どのような機関に対していかなる法的救済を求めることができるか」という問い方がされており、これはわりと新試験的であり実務的であると思いますが、2 つ目が「法律上の問題点を挙げ、・・・あなたの見解を述べよ」と、なっており、また旧試験的なところに戻っています。その意味で、設問の仕方も新試験と旧試験の 2 辺の間を揺れ動いていてどうも定まらないように見えますし、レベル設定について、もっと明確にターゲットを定めて、それはロースクールの教育の実情に合わせなきゃいけないということと、やはり新試験の理念をもう一度再確認して、実務的な問いの立て方を軸として、受験生にきちっとしたメッセージを与えるべきじゃないかなということを強く感じます。以上です。

（司会）　ありがとうございます。個人的な感想でも結構ですので、問題に目をお通しいただいて思うところをおっしゃっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

（A）　私の意見ということではなくて、学生の声として申し継ぎますと、やはり学生が一番気にしているのは公平感が確保されているのかということです。もちろん、あまり功利主義的なのは論外です。また、「これぐらい知っていないと」という実務的に大事な科目が並んでいますから、理念を揺るがせてはいけないわけですけれども、隣の芝生はすごく青く見えるというのは確かです。学生はすごくそれを気にしていて、中身は分からないけど、あの科目は問題文が短いから有利だったのではないかというレベルです。

でも自分が受験生だったときのことを考えると、それを一笑に付すわけにはいかない部分もありますので、例の平準措置という換算の数式はありますけれども、やはり出題範囲とか出題形式にもう少し客観的な基準というか、その科目のご専門の先生が自分の出したい形式で出すというのではなくて、もう少し統一感はあっていいのではないかなという気が個人的にしています。

あと非常に下世話な話ですけど、やはり選択科目については専任教員が非常に熱心に指導されているか、あるいはそういう態勢がきちんと取れているとか、あと労働法でも何でもよいのですけど、演習科目まで態勢として提供できているかということも、やはり学生にとって選択の基準になります。勉強のしやすさ、あるいは試験の受けやすいうことによって、現実的に影響が生じるわけです。学生の声をご紹介ということになりますけれども。

（司会）ありがとうございます。貴重なご意見をありがとうございました。あと選択科目に関して何かございますか。よろしいですか。それでは先にまた進めまして、全体的な議論の中でもまた議論をしていただければと思います。

アンケートの項目で先にいきますと、法科大学院教育との関係と、それから試験の科目、数等の制度設計の関係についてのアンケート回答の分析に進みたいと思います。まず担当の委員から分析結果について発表させていただきます。

6、法科大学院教育との関連

（武谷）　委員の武谷と申します。私の方から法科大学院の授業との関連についてのアンケートについての分析をさせていただきます。お手元の冊子の 34 ページ以下をご覧いただきたいのですが、A で「今回の試験結果を踏まえて、法科大学院の授業の在り方を変更する必要があると感じられましたか」という問いに対して、「はい」と答えた方が 109 人で 64%、「いいえ」と答えた方が 53 人、31%という結果になっています。はいと回答している全体の 64%が、何らかの形で法科大学院の授業の在り方を司法試験との関係で変更する必要があると感じているということです。

他方で 31%の人たちは変える必要がないと言っているわけですけれども、その辺も法科大学院の授業に満足しているのか、それとも法科大学院の授業に改善を求めてもむだなんじゃないかとか、そういう結果の判断をするのはなかなか難しいことだなとは思うのですが、60%以上の受験生が法科大学院の授業の在り方の変更を必要とすると感じているのは、注目すべきではないかと思われます。

次に B のところへいっていただいて、「はいと答えた場合、どのような変更が必要とお考えですか」という問いに関してですが、この中で見ていただきますと、3 の「論述能力を身に付けるための工夫をした方がよい」という回答をした受験生の方が 77 人で、だいたい 46%ぐらいを占めています。

その中で、(5) のところでだいたい代表的ないろいろな特徴的な回答を見てみますと、「ソクラティックでは起案能力は向上しない」、「事案演習、法適用の機会が足りない」、または「論文作成の練習をした方がよい」、「書く機会を増やしていただきたい」、「大量の論述を時間内に書き上げる能力が新司法試験では問われて、授業内で論述能力の練習は必須など、法科大学院において論述を意識した授業が不十分であるのではないか」、というような指摘

が多かったといえます。

それ以外の回答としては、「三段論法の書き方とか、論点が条文解釈から出てくる問題だということを徹底的にたたきこんでほしい」とか、「制度趣旨を重視した基本重視の授業を行う」、「法律の基本の理解がなく応用問題を学び、森は語られたが木を学ばず」とか、「より基本を徹底して理解させる授業の充実が必要」、あと「基本をあまり重視しないで応用ばかり扱っているんじゃないか」という、法科大学院の授業内容に批判的な見解なんかが散見されました。

また「司法試験に合格していない学者の先生の授業は役に立たない」「過去問の出題趣旨ヒアリングを踏まえて司法試験の対策を意識した授業を行うべき」「法科大学院では新司法試験対策がタブー視されているが、法曹養成教育機関である法科大学院としては、法曹養成試験である新司法試験を見据えた教育をすべきである」、「ロースクールで行われる授業と実際の司法試験との間にはかなりずれがあることは否定できない」というような、法科大学院の授業と司法試験とが乖離している現状を憂いているような回答も中では目立ちました。

これに関しては、司法試験というのは法科大学院過程における教育および司法修習生のの修習との有機的連携の下に行うという司法試験法１条 3 項との整合性とかかわるような問題であり、これから一層議論が必要かなと私個人は感じているところです。

次に 36 ページの（6）のところ、試験科目の適合性に関して分析結果を振り返ります。A の「試験科目は現行のままでよいと考えますか。新しく加える科目はありますか」という問いに関してですが、8 割以上の受験生が「現行のままでよい」という回答をしています。ただこれに関しては質問の仕方に若干の問題があって、「減らすべきである」という回答を本当は付けた方がよかったのかなという気がしています。

というのは、アンケートの B の追加すべき科目は、のところでは「減らすべき」という回答が結構多いです。現行の受験科目数が受験生に負担になっているのではないかというのが、この「追加すべき科目は」というところに「減らすべきである」回答されている点に表れているのではないかと思われました。

それ以外に追加すべき科目としては、必須科目ではなくて選択科目の数を現行の選択科目よりも増やすべきではないかという観点から回答されているケースが多かったのではないかと思います。

その中で特徴的なのは、刑事政策や消費者法を選択科目に加えるべきだという意見でした。この刑事政策や消費者法の選択科目の導入については、平成 21 年 11 月 1 日の新司法試験委員会会議の 60 回目の会議で導入するのは見送られているのですが、このような形で一定程度のニーズがあるということで、今後また選択科目として導入されるような議論が進むのではないかと思われます。過去の試験科目の適合性の分析に関してはこの程度です。

（司会）　ありがとうございました。それでは法科大学院教育との関係、あるいは試験科

目の適性を合わせて議論をしていきたいと思います。今までご発言のない方、ぜひお話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。じゃあ、こちらから。

（H）　日本大学のHと申します。担当講座は民法ですが、私は法科大学院と法学部兼担でして、どちらかというと法学部で旧試験の指導をまだ日本大学の法学部でやっていたものですから、新試験の分析は不十分なところもあるかもしれません。法科大学院の授業との関連のお話で 1 つ思うのは、そもそも法科大学院の授業に合わせて問題を作ってほしいという話をしているのか、それとも新司法試験であり得べき法曹の姿を問うてそれに合った授業をすべき、という話をしているのかが見えないという点です。ただ全体のトーンからすると、どちらかというと法科大学院の授業に合わせて問題を作ってくれと言っている感じがします。そうすると我々は法科大学院に生き残りの手助けをしているのかという疑問を非常に強く持ちました。私の事務所では法科大学院のエクスターン２人、それから某大学のインターン 2 人、それから修習生を年間 2 名新旧問わず受け入れて、常に誰かしら研修の方がいるのですが、年々起案の能力が落ちてきて、知識一辺倒になっている現状を考えると、どうも法科大学院の教育とのすり合わせと言うときの観点をどちらに持っていくのかというのをはっきりさせて議論する必要があるのではないのかと思います。

それからちょっと短答、論文の絡みの話もさせていただければ、新司法試験が旧司法試験と基本的に違うのは、短答の点数と論文の合格率は比例するということで、論文式が圧倒的に短答化しているというところが感じられます。旧試験で見られたように非常に美しい問題提起をされる人は非常に少なくなって、私なんかが倒産法の問題とかを受験生に付き合って書くと、答案用紙が足りなくなってしまいます。そうすると結局一歩踏み込んだ論述を全部削って、問題提起と結論と理由みたいな感じになっていく。ちゃんと書こうとすると不合格答案になってしまうという印象を持つので、法科大学院の授業と試験を考える上でどこに目標のラインを設けているのかというのを、示した上で何か意見をいただきたいなと思っている次第です。

（司会）　ありがとうございます。今、そもそもの議論の角度についてのコメントをいただきましたけれども、その点を含めていかがでしょうか。先生方は普段どちらに軸足を置いてということも含めて、お考えになっているところがあるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。非常に難しいテーマの問題提起をいただいたというところもあるかと思いますけれども。H先生、お願いいたします。

（H）うまく絡むかどうかはわかりませんが、今H先生がおっしゃっていたこととの関連で申しますと、確かに論述能力というのは学生にはないですね。そのために我々としてもいろいろ工夫をしているのですが、その中で、短答だけで 7 科目やらなきゃいけないわけです。プラス選択科目の勉強もしなければならないとなると、とてもじゃないけどそこま

で時間が回らないというのがたぶん実情だと思います。

法科大学院に対して厳しいご意見もありましたが、もちろん法科大学院の生き残りのためにやっているわけではありません。法科大学院で教えられたことだけが当然に新司法試験の内容を規定すべきだということでもないとは思います。

問題は、どういう法曹を育てるべきかということで、そのためにどういう能力が必要なのか、それを 3 年間でどこまで要求できるものなのか、という視点からやはり考えるべきだと思います。その中で、論述の能力あるいは口頭も含めて論じる能力が必要だというのなら、それはやはり全体の教える量を減らすしかないのではないか、という議論になってくると思います。本当に実務家として最低限必要なものに絞り込んで、その代わりに初見の問題でも難しい問題でも、基本だけを使って切り込める、そういう力をつけるようにするしかないのではないかと。そういう方向になっているかという観点から、試験の問題を見ていく必要があるのではないかと考えています。

そういう意味では、民法の問題について、先ほど私は、問題としてはいい問題だ、論述問題はよい問題だと申し上げましたが、それでは、全体の試験としてどうかと言いますと、8 科目全体でみるとやはり難しいのではないかという気がしています。実際、問題として見た場合に、我々民法の専門家として見て“ いい問題 ”なのであって、じゃあ、8 科目分同じレベルでやれと言われたときに、果たしてできるかどうか。そう見ると、むしろ専門家から見て優しすぎるくらいで実はちょうどよいのではないかと思ったりするわけです。

そういう点から見ると、逆に短答の方は少し細かすぎるという気がします。極端なことをいいますと、短答については、運転免許方式で、もうこれは知らないことはあり得ないというくらいの問題にしてしまって、その代わり 8 割取れないと駄目というふうにしてしまうとか、短答はそれくらいまで割り切った方がよいのではないか。普通に勉強していれば知らないはずはありえない、それに即座に答えられなかったら話にならないというくらいのレベルにしてはどうかと。そうやって短答の負担を軽くして、その代わりに、きちんとした論述ができるようにシフトしてやるという方がよいのではないかとは思っております。これで答えになったかどうかは分かりませんが、以上です。

（司会）　ありがとうございます。今の観点でも、またその周辺でも結構だと思いますが。

（T）　センターの研修委員ですが、私も民法をやっていますせいか、今、おっしゃったご意見と私もかなり近いところにおりまして、問題をもっとやさしくしてもいいのではないかと思っております。

ただ、選抜の試験という意味では、これまでの旧試の延長でこのぐらい難しいものじゃないと、そのために勉強しているという人から見れば手応えがないということがありますから、その意味では、特に民法で申しますと今年の問題は非常によかったと思います。

昨年の最初の問題でしたか、ちょっと見ましたが、契約が成立したかしないかというよ

うなのはちょっとばからしい問題ではないかと思っていましたので、そういうところが改善されて、現状では 1 つの理想形に達したかと感じました。しかし、試験のコンセプトを根本的に変える必要があるのではないか、という検討は今後の課題だと思います。

それからもう 1 つだけ補足して申し上げさせてください。論文試験の分析のところで、出題の意図と解答者に要求される知識および思考力、応用力の関係という、資料の 30 ページの分析ですが、これは真ん中が「適切である」というふうになっておりますから、知識と思考力、応用力のバランスが取れているのがいい問題なのだ、という前提かと拝見しました。しかし、これは論文式の問題についてですので、私としては、知識は短答式の方でやるので、論文式の問題というのは思考力、応用力を試すべきではないかと考え、そのために適切な問題であったかどうかという分析が必要ではないかと感じました。

また分析の視点では、先ほどからも出ておりますが、時間が十分足りたかどうかという、つまり時間不足を感じたかどうかという問いが考えられます。これは単純な問いですけれど、プラクティカルに見て非常に重要な項目かと思いまして、その分析があってもいいかと考えました。取りあえずの感想です。どうもありがとうございました。

（司会）ありがとうございます。Y先生お願いします。

（Y）　新司法試験が法科大学院の教育を指導・規律すべきなのか、あるいは試験の方を今の法科大学院教育の実情に合わせるべきなのか、というような議論の立て方に今なっていると思いますが、少し、どちらも違うのではないかなという感じです。

まず、実務法曹を養成するために法科大学院では何を教えるべきなのかというのが先にあって、それがきちんと教育された場合に、その成果を測るのが新司法試験であるというのが筋なんじゃないかなと。ところが今の状況は、先に司法試験があって、法科大学院の教育に非常にばらつきがある。非常に難しい高度なことをやっているかと思うと、基礎的なことが抜けていたりする。そのばらつきをそろえる役割を司法試験が担わされている。

これでは、試験にも教育にも、どちらにも非常に負荷がかかって無理があると思います。そのために、何を教えるかを考えようということでコア・カリキュラムの議論が始まったわけですが、あれもこれも教えなきゃいけないということで、範囲が非常に網羅的に横に広がってしまって、これでは教科書の目次と同じじゃないかという悪口を言われるような状態になってしまっています。

やはり、もう一度原点に立ち返って、法律実務家を育てるという目的、そのためにいったい学校では何を教えて学生に何を覚えていってもらう必要があるのか、そして、それをきちんと勉強してきた人は試験に受かる、そのような試験問題になっているのか、なっていないのかという順序で議論していかないと、いつまでも循環論法でぐるぐる回って解決がつかない。しかし、コア・カリキュラムの議論が紛糾していることとともに、新司法試験の合格率がきわめて厳しいことから、学校で何を教えるべきかという地に足のついた議論

ができにくくなっているというのが、残念ながら今の実情だと思います。

（司会）　ありがとうございます。H先生お願いします。

（H）　議論をどうすべきかという話ですが、うちの法科大学院は大変少人数で、専任の教員がそんなに多くなくて各教員の負担が大きくて余裕が全くない状況です。したがって、内から外に情報を発信するのが難しいという状況です。各教員は何をやっているかというと、やはり新司法試験の問題、そこから発生されたメッセージに合わせて授業をしていこうというのがほとんどの専任教員の統一した考えです。

ただ問題の解き方とか問題に対する考え方は人によって違うので、実際にやっていることはばらばらで、学生全員が全員の先生のやっていることを評価してくれるかというと、またそれは別な問題で、学生からはずいぶん不満があることはあるのです。学生の不満は別にしても、やはりうちのような弱小法科大学院であると、そもそも問題が悪いなんて言っている余裕はまったくないです。そういうことは本当はやらなきゃいけないとは思うのですけれども、とても人的、時間的余裕がないというのが実情で、それこそ弁護士会とかそういうところから積極的に意見を出していただきたいと思います。

司法試験委員の方から、司法試験の問題を授業で扱うのは全然構わない、むしろ司法試験の問題は我々からのメッセージだから、ぜひ授業で扱ってほしいという話も聞いたことがあります。もちろん、それで答案練習とかをするのはまずいらしいのですけれど。そういう意味で、でも試験問題から、司法試験委員会から発しているメッセージが本当に正しいかどうかというのは、やはり実務家の弁護士会の方々が、本当にそれが法曹実務家になるためにふさわしいかどうかという観点から検討していただきたいと思っています。

我々からすると、やはり彼らが発しているメッセージを読み取って授業に反映していくという方が軸になっているので、弁護士会の方で議論して、そのような問題では駄目だということを我々に問題提起していただくと大変ありがたいと思います。

（司会）ありがとうございます。今の項目、法科大学院教育との関係で、ほかの先生からまたご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。そうしましたらもう 1 項目残っておりますので、ここも含めて、いったんご説明を終えてから全体的な議論にまた戻りたいと思います。その他の回答者の意見について、アンケートの分析を担当委員から申し上げたいと思います。

7、回答者からのその他の意見

（江口）　法曹養成センターの当委員会の副委員長をしております江口です。私の方から、その他お気付きの点について自由回答で求めましたアンケートについて、分析を紹介した

いと思います。まず試験全般に関してですが、先ほどもちょっとご指摘がありましたが、時間の制約に関する意見というのが圧倒的に多いというイメージでして、試験時間に対して問題が多過ぎると、内容を絞るか試験時間を長くしてほしいというような傾向の意見が非常に目立ちました。

論文式問題について、非常に現場思考重視の出題ではないかということで、それを肯定的にとらえるか、マイナスにとらえるかというのはありますけど、現場思考重視の問題なのに検討する時間が十分ないという形で、やはり時間に絡めて考えていらっしゃる方が多かったです。

その関係でいうと特徴的な意見としては、全体的に時間がなさ過ぎて、結局は何も考えず悩まない人が暗記していることを書き出した答案が総体的にいい評価になるのではないかとか、あるいはほかの受験生の話を聞くと、何かあまり物を考えずに書く人がよくできたと言っているとか、あるいは現場での思考力とそのスピードを試す傾向がより強くなったのではないかと。勉強時間の長さに比例して成績が上がるというような正の相関関係には必ずしもないのではないかというような出題だ、という意見もありました。

あとは試験方法に関してですが、これはちょっと少数の意見ですけど、択一合格者にだけ論文試験の受験資格を与えるべきではないかと、そういう会場の問題等々とも絡んでくるのですが。あとは 1 つ目立ったのは、やっぱり 3 回という回数制限に関する指摘と。回数制限を撤廃してほしいという意見とか、あるいは中には遡及的に回数制限を撤廃してほしいという意見もありました。

あとほかに試験全般というより目立ったのは、会場とか監督員の方に対する不満とか指摘というのが非常に目立ちました。会場設備に関する指摘では、会場の机が傾斜しているとか、あるいはパイプいすで 20 時間以上ずっと試験を受けさせられると。こういうことは非常につらいということで、特にちょっと広島の会場の方の不満が多かったようです。あと大学というか、場所によっては名古屋の試験会場が体育館に隣接していて、普段の学生さんの部活動等の声がうるさいというご意見もありました。さらに、トイレの許可についても差別があるとの苦情が出ています。

監督員に対するご指摘ということでは、受験会場によって監督員の指示が非常にまちまちだということとか、あるいはたぶんポケットか何かあるんでしょうけど、歩くと鈴が鳴る監督員とか、あるいは試験中に受験生の近くで会話するという、監督員の意識が非常に低いんじゃないかと。あるいはトイレに行く許可がすごく差別があるとか、あるいはもともとトイレの場所自体が少ないというご意見もあって、会場とか監督員ごとの不公平感、意見の中では会場のハード面等に著しい差異があって不公平が生じていると、こういう点を改善してほしいという意見がありました。

（司会）これでアンケート全体の分析を一通り見たところですが、また翻って今までの検討を進めてきたところも含めて、分野を隔てずにどういう観点からでも結構ですのでご意

見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。制度全体の在り方のお話も先ほど出てきていましたが。

8、全般について

（H）　日本大学のHでございます。この後、秋に短答式について少し検討されるということなので、その点についてちょっと意見を申し上げたいと思いますが、従前、旧試験を受けている限りですと、短答式が得意な人間が論文が得意かというと全然違うわけで、私なんかは短答式が得意で論文が苦手なので結構かかった方なんですけれども、逆に論文は解けるのに短答が苦手な人がいる。いわゆる問われている能力が違うということだろうと思います。実際、修習でも短答が得意な人と論文が得意な人というのは、修習の起案を見ていると何となく雰囲気で分かってくるようなところはありましたが、現在の試験だと短答式の点数が高ければ高いほど合格率が高い、あるいはいくつかの分岐点で劇的に合格率が上がるという傾向が見られております。

それを考えたときに、短答式と論文とで聞かれていることが、こんなに比例してよいのかというところが考えるべきところではないのかと思うのです。いわゆる処理能力を聞かずに知識を聞くといって満遍なく聞くということでやっていくのであればそれでもいいかと思いますし、その一方で我々法律家に必要なのは、知識が満遍なくあるから弁護士をやっているのかということについても、私は実は疑問でありまして、むしろ法律を直接は知らなくても、たぶんこういう規制があるだろう、また自分の知らないものがあるだろうという推論の下に一定の相談に答えた上で、ちょっと調べさせてください、明日回答しますから、なんていう法律相談もいくらでもあるところだと思います。

その意味では短答の問題も、知っていたことがよいことという意味ではかなり満遍なく聞けていいとは思いますけれども、知っていた方がよいことと知らなければならないことが一緒なのかという疑問があるのと、あと繰り返しになりますが、論文と比例するようであれば、短答の意義も問われてしかるべきではないかという疑問を持っております。

（司会）　ありがとうございます。今の観点でも、また違うところも含めてでも結構ですが、ご意見をいろいろな角度からいただければと思いますがいかがでしょうか。委員の関先生、お願いいたします。

（関）　61 期の法曹養成センターの委員をしております関と申します。座って失礼いたします。今日は何もしゃべらないつもりだったのですが。

そもそも司法試験って何なのかとか、ロースクールって何なんだろうとか、僕はロースクール出身の弁護士なものですからよく考えるのですけれども、いつも考えるときに、そもそも法曹として必要な能力というのは果たして何だろうということがよく分からなくて、

皆さんいろいろなご意見があると思うんですけども、起案能力が必要なのか、幅広い知識が必要なのか、あるいは現場思考力が必要なのか、明日まで法律相談を流す能力が必要なのか、何なのかはちょっとよく分からない。でも、たぶんそのすべてを聞いているのが司法試験なんだろうと私は思っていて、短答式試験の中で、例えばこの問題は捨て問だと少年法の問題を捨てる能力とか、あるいは 5 つ足があるうちの 1 つは読まなくていいと判断する能力とかさまざまなことが聞かれていて、短答式というのは別に知識だけを聞いているわけでもない、あるいは論文式においても、起案能力ばかり聞いているわけでもなくて、ある程度知識も聞いていると。

ただ僕としては、新司法試験の論文式と短答式で聞いていることがまったく真逆だということの方がむしろ不自然なんじゃないかなと思っておりますし、それが旧司法試験の、何というか紋切り型というか、5 月、7 月と決めていたという問題点だったのではないかなと。線による法曹養成というのですか、言い方が合っているかどうか分かりませんが、そういう意識を持つためには、やはり論文式と短答式が並行であってもいいし、あるいはローと新司法試験がある程度のつながりがありさえすればそれでいいのだと思っています。

私は新司法試験のためにロースクールがあるわけでもないし、ロースクールのために新司法試験があるわけでもない、ロースクールと新司法試験が国民のためにあるわけですから、それは当然のことで、どなたも皆さん、そうだよなとおっしゃってくださると思うのですね。私たちは別に試験のために試験を受けていたわけではありませんので、法曹になるために試験を受けていたわけですから、法曹教育だからといって、知識をやるべきだとか、起案能力をやるべきだというわけではないんじゃないかと。

だから別に何て言うか、僕なりの何かこう思っているという結論があるわけじゃないんですけれども、試験というのは何だっていいんじゃないかというのが僕の率直な意見で、やっぱりこのアンケートをやっていても、例えばソクラテティックメソッドだと、起案能力が向上しないという意見もあれば、ソクラティックメソッドをやると起案能力が向上すると思いますという人もいて、僕としては、そんなのはやれば起案能力が向上するに決まっているだろうと思うんですけど、だけどそういうことに気付けてない人もいらっしゃって、ロースクールでやるべきというのは、何かそういう細かな知識をがしがし教えるとか、何か起案をさせて論文能力を向上させるということ以前に、何かもっと、何かきっかけを与えてあげるということで、ぐんぐん伸びるロースクール生がたくさんいるんじゃないかなと僕は個人的には思っていて、実は僕はまだ 61 期で新米なんですけれども、一応ロースクールでちょっと教えたりしていて、そういうときにはそういうことを意識して話をするようにしようとしているところです。すみません、長くなりました。結論は何もありません。

（司会）　ありがとうございます。じゃあ、お隣に行きまして、A先生、一言いただけますでしょうか。

（A）　信州大学で教えております弁護士のAと申します。民事裁判を担当させていただいています。私は先生と異なり旧試合格ですので、今の問題とかを拝見させていただくと、まあ、よくなったなというか、旧試に比べれば全く、実務に対応する問題になっていると思います。特に民訴なんか、難しいとか、不適切とかみんな言われていますけれども、旧試に比べれば全く実務的と思っています。ただ今回、問題形式がまた変更されましたので、それで大大問がなくなったり、それで若干また旧試に近づいていくのではないかなという感じはあります。

それから先ほど来、法科大学院の授業を新司法試験に合わせて変更すべきかどうかという議論もありましたけれども、私は、あまりそうは考えてなくて、例えば信州大学では、ここにもちょっとありますけど、模擬裁判は民事と刑事両方とも必修にしています。それは実務家を養成するものである以上、当然だというふうに考えているわけです。

法科大学院の理念というのは重要だと思いますので、ただ、それでありながら新司法試験に合格させなければいけないので、なかなかそこら辺のところは難しいのですが、この質問として新司法試験を踏まえて、法科大学院の授業の在り方を変更するかと問われると、ちょっと私としては個人的には違和感を感じたところです。

私は初めてこの会に出させていただきましたけれども、試験の傾向としては、全体としてはいい方向に向かっているのではないかなと考えております。

（司会）　ありがとうございます。では、横のM先生、一言いただけますでしょうか。

（M）　沖縄弁護士会の法科大学院の特別委員会の委員をしておりますMと申します。今日まさか意見を求められるとはまったく思っていませんでした。私も先ほどお話がありましたK先生と同じで、新 61 期、中央大学の 2 期生で新司法試験を受けまして、今なぜか沖縄で弁護士をしています。

今日お話をお伺いしていて思った点としては、ロースクールでの指導の中でやはり書くことの指導をどの程度やっていいのか、またやらなくてはいけないのかと個人的には思っています。先ほどH先生が、新司法試験の問題について解答とかを指導してはいけないと言われているような発言もあったんですけれども、予備校的にこう書けばいいんだ、みたいなそういう指導はまずいとは思うんですけれども、法律家としてどういうふうに書く、考えるべきか、それを文章にするとこうなるんじゃないのというようなアドバイスとかは、当然にしなければいけないと思います。

「その他お気付きの点」というところで、37 ページの資料ですけれども、下から 5 つ目のところで「1 年間ローを離れて予備校答練を中心に勉強しました。今年の〇〇はともかく、この 1 年で相当力が付いたと思います」と。「それと比較をすると、ローの授業等で試験に役立つものはほとんどありません」と。ここまで言い切ってしまうのはちょっとどうかと

は思いますが、少なくともこういうふうに考えた方もおそらくいるんだとは思うんですね。だから適切な論述とかの指導というか、解き方の指導、表現方法の指導というのはある程度やはり必要なんじゃないかなと個人的には思っています。

（司会）　ありがとうございます。あと横に行きまして、ご発言いただければと思いますが、学習院大学のＫ先生。

（Ｋ）　私は専門が試験科目ではまったくないので、見てもあまりよく分からないなと。ただ最後の、法科大学院の授業と試験の在り方ということで、根本的に非常に重要なのですけれども、本当はその前に、ごく普通に学部で文章が解けるような訓練が終わっていれば、ここで書かれているみたいに、文章の特訓があれば、みたいなことを言わなくても済むんだろうということは、こうして日本の大学教育の大問題がやっぱりここで出てきているだけなのかなとちょっと思っております。

（司会）　ありがとうございます。また新しい視点を入れていただきましてありがとうございます。全体に続きましての議論になっているところですが、ほかにご意見、コメントをまたいただければと思いますが、いかがでしょうか。じゃあ、Ｈ先生。

（Ｈ）　國學院のＨでございます。意見というか、個人的な感想、思いですが、やはりロースクールに行っている学生さんというのは、基本的には司法試験に合格して実務家になりたいというのを非常に強く持っているものなんですね。そうすると、ここでアンケートにもありますように、本当にそういった学生さんに応えられる、応えているかどうかということが、今一番感じている大きな問題だと私は思っています。

　といいますのは、確かにロースクールが予備校化するのは私も大反対ですけど、司法試験のための勉強をまったくしてはいけないといった、かせといいますか重石を背負わされて、かつ司法試験の合格者の数によって評価されていくという相矛盾した立場に立たされているわけですね。その中で何とか工夫をして、やっぱり一番考えるべきは学生さんなんですから、学生さんにとってよりよい実務家法曹、プラス試験に向けての、Ｔ先生が言われたように、論述の仕方といったものについても何とか工夫して、授業の中、あるいはもちろん授業外でもいいと思うんですけれども、その中でどんどん応えていってあげる責任があるんじゃないかなと思っています。

（司会）　ありがとうございます。もう 1 つ、できれば議論の中に入れていただければと思いますのが、来年度から予備試験が始まるということで、法科大学院のシステムと並存するような形で司法試験の受験資格がバイパスとして設置されるということも含めて、先生方からご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

（H）　日本大学のHです。日本大学は予備試験に関してシンポジウムを先般開きましたので、ぜひとも話をさせていただきたいと思うのですが、基本的には予備試験について法科大学院が脅威に感じる必要はない、というのがシンポジウムのまとめでした。

理由は 2 点ございまして、私が法学部で教育している限りですと、ロースクールができたことによって、法学部で司法試験の受験を志望する人間の質が劇的に下がったのですね。これはなぜかというと、日本大学はもう大学 1 年から弁護士に向けて指導していたのですけれども、これが法科大学院卒業後というと、高校卒業したばかりの人に 7 年後の試験に向けて頑張れといっても、7 年前、彼らは小学生だったわけで、明確な目標を失ってしまったという感じがありました。日本大学は司法試験受験生の学力は、大幅に下がりまして、それを考えると、予備試験を取りあえず受けてみて、駄目だったら法科大学院に行くというぐらいでやる方が、むしろ直近の目標を持って勉強する気になりますし、しかも予備試験となると法科大学院の予習に匹敵する内容を持ちますので、いい人材が法科大学院に上ってくるだろうと思います。そこはかなり期待できるのではないのかというのが 1 点。

それからもう 1 つは、予備試験の合格者の数は、おそらく新司法試験の合格者の 1 割を占めないだろうと思うのです。それでこの 1 割を占める人も、たぶん法科大学院に行ったら一発で司法試験に受かっていく人たちであることを考えると、そんなにパイの取り合いに影響を与えるような人の変動はないのではないのかと考えられます。

それを考えると、今旧試験がなくなってきて、法学部を卒業してぽっとそのままロースクールに来るのに比べると、2〜3 年修業した人間がロースクールに来るようになることを考えると基礎体力の付いた人間が上がってくると考えて、喜んでいいんじゃないのかというようなのが最終的なシンポジウムで出た結論でしたので、ご報告をさせていただければと思いました。

（司会）　貴重なご意見ありがとうございました。シンポジウムに出たと同じ成果を今得られたということだと思います。ほかの先生、いかがでしょうか。

（今野）　法曹養成センター委員の今野と申します。新 62 期で、今年から委員になったばかりです。かつて旧試験を受けておりまして、いったん断念して就職して、それから新司法試験制度ができたところで舞い戻ってきたことになります。

法曹養成という点から試験を見た際に、ロースクールでの教育内容や試験の問題という点だけではなくて、まずそもそもの入り口の段階で優秀な人材を集めなければ、密度の薄いところからいくらつくり上げても、優秀な人材を法曹界に供給できないなと思います。

ロースクールにしても予備試験にしても、もっと社会一般にいる優秀な人に法曹界に向いてもらわなければ、法曹に有為な人材は集まらないのではないか、受からないのではないかと思います。

そういう意味で、1 期生に関しては特に未修で社会人からというケースの人が、だいぶ誤解をされて来た方も多く含んでおりますけれども、多くの他分野からの方が入ってきておりますが、もうどんどんその割合が下がってきていることは認められるのではないかと思っています。

そのような状況にならないように、もっと魅力的な存在にするために、じゃあ試験や法科大学院での教育がどういうものがいいのかということを検討すると、何を求めていいのか分からない。ヒアリング等でこのような能力を求めているんだということがいわれながら、現実の問題はそれ以外のものを取る事務処理能力がかなり要求されるような問題になっているわけですけれども、事務処理能力の訓練に当たるようなことを考えなければいかんという話で、その辺がアナウンスとやりたいこととが、ばらばらになってしまっているのはどうなんだろうというのをかなり感じております。

先生方のご意見は、それぞれ法科大学院の教育や司法試験の問題、あるいは量も質も出ていて、問題についての意見としては非常にありがたく伺えるのですけれども、何をもってどういう人を選抜してという前の段階で、そもそもどういう人に目指してきてもらおうとしているのか、そのためには法曹界、選抜する側が全体でどういう人を歓迎しているのかということが、もうちょっとさらに外の人たちに対して明確にならないといけないのではないかと思いまして、その辺をできるだけ明確にするような、外にアピールできるような形で意見を出していただきたいなと思っております。

（司会）　ありがとうございます。時間がだいぶ迫ってまいりまして、お 1 人ないし 2 人ぐらいの先生にまたお話を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。H先生。

（H）　僕もロースクール 6 年目になるんですけれども、実際にやっていると、いろいろ今まで言われていることには、全部言いたいことはあります。根本的な問題は、例えば今の話に関していえば、法科大学院の評価を上げるということは合格率を上げればいいわけですかね。だけどそれには合格者の人数を増やすということがあるわけですが、それにはご承知のように大反対があるわけでしょう。だから人数を減らした方がいいという話もあります。そういういろいろな矛盾する話があって、その中でも現場の教員はえらく苦労しているわけですよ。

今日は試験問題について意見を言えというからその点だけを言っているわけですよ。その辺を、まず根本的な問題としてどういうスタンスに立つのか法曹像としてどういう人を求めるのか、それからどのぐらいの法曹の人数を想定するのか、これがないと、司法試験制度をどうするか、ロースクール制度をどうするかは決まっていかないです。だからそこがみんなすれ違っていると話がかみ合うわけがないのです。

それから教育の中身、レベルを上げてちゃんとした力の付いた人に卒業してもらいたいというのであれば、在学・学修期間の問題もあるでしょう。だから前提をどこに置くかで

すよね。合格人数を動かさない、期間も動かさない、それでどうするのかというなら、これはまたやり方はいろいろあるわけですね。僕は科目を絞るしかないと思います。本来の意味でのコアカリキュラムの問題にもなるわけです。だから議論の方向性、前提を詰めていかないと、お話ししていても実りがないんじゃないかという気がします。

（司会）　はい。ほかにもう一方ぐらいいただけるでしょうか。はい、K先生。

（K）　1点だけお願いがあります。ずっと私もロースクール設立の当初から実務教員をやっていますので、これも5回のうち4回ぐらい出させていただいています。このアンケート自体が、本当は私は法科大学院協会とかあるいは司法試験委員会、法務省とかがやるべきであって、アンケート総数が170というのでどうなのかということになるんだと思いますけれども、それをやっていない中で、東京弁護士会という単位会が継続してやっておられるのは大変貴重な取り組みで、大変に参考になりますしありがたいことだと思っています。

今回見させていただいて、顕著な傾向が出ているところについては、私自身がだいぶ受験生、ロースクールの修了生なんかから聞いているところとかなりマッチしているところが多くて、得心がいく、納得がいくところが非常に多くて参考になりました。

1点ちょっと、あれ、と思ったところがありまして、それは憲法なんかで、試験の問題の論点の量はどうだったかということが28ページに出ているんですけれども、私は憲法の聞かなくてはいけない論点の量というのは多いと思っていて、もっと多いという意見が多いのかなと思ったのですけどそうでもなくて、あれ、と思ったんですけれども、想像するには、おそらく前年度の方が多かったので、それの影響があるのかもしれないということも感じたりしました。

せっかく積み重ねてきていただいているので、経年顕著な傾向が出ているところは、前の年度との比較ができるようになっていっているのではないかと思いますし、ここで出た意見は法務省とか試験委員会の方でも参考にしてくださっているのかもしれないので、ぜひそういったことをお願いしたいと思います。

それと、今の点と関連しますが、やはり顕著な傾向が出ているところがあるんだろうと思います。私が担当している科目の関係でいうと、今回民事訴訟法に関しては特に30ページのところに、民事系の論文式試験の科目の中では、顕著に「思考、応用力に傾き過ぎている」という受験生の意見が多かったとのですが、先ほどご意見もあったところですけれども、これは設問4という116ページから117ページにかけて65点ある問題の出題の形式に非常に影響した回答だろうと思います。

私の実務家としての感想としては、この問題は決していい問題ではない、現場で思考力を問うといっても、実務家を養成するときにこういうことの思考力を問うようなことを求めて、そのためにそういう観点からロースクールで教育をするというのが方向性として正

しいかというと、もっと素直な問題で考えさせる問題はあるのではないかと思うし、出題の仕方にも問題があるのではないかとすごく思います。

ですから、ある程度顕著な傾向が出ているところとかは、的を絞った議論を具体的にするということをした方が参考になるし、今後の改善とかのために影響力を与えることができるのではないかと思います。今の経年結果について、この間の東弁でやってきた統計結果を、特徴的なところを分析していただくというのをぜひお願いしたいと。それも先ほども言った 11 月の日弁連の新司法試験シンポジウムにぜひ多分に活用させていただきたいと。前から私もずっとそう思っていました。

もう 1 点、先ほど来、法曹に有意な人材を法曹界に迎え入れるために本当にどうしたらいいんだろうかということも、そもそも議論しなくちゃいけないと。今、非常に複雑な状況の中で、法曹人口の議論なんかが覆いかぶさってしまっているものですから、なかなかどうしたらいいのかというのが見えてこないのですが、やっぱりあらためて法科大学院に関係している人たちを中心にしながら、もうちょっと弁護士会の中においても、もっと実情をよく知ってもらって、広くこの問題をどうしたらいいのかという議論を起こしていく必要があるんじゃないかなと思っています。

そういう意味で、9 月 11 日に日弁連の司法シンポジウムを予定しておりまして、その 3 つのテーマのうちの一番大きなテーマが法曹養成制度についてです。私どもも運営委員会の中心メンバーで、この中にも協力してくれている方が多いのですが、ぜひ各法科大学院の先生方も含めて参加していただいて盛り上げていただいて、最大の問題は、法科大学院のことをよく知らない人がいまだに弁護士会の中にもいっぱいいるわけです。知らないでいろいろな議論をされるのはたまったものではないということがやっぱりあると思います。そこを、法科大学院でどんな授業をやっているのか、それから法科大学院を卒業した若手の弁護士たちがどんな活動をしているのかということ自身を具体的な形で示しながら、制度としてどうあるべきかということを議論してみたいと思っています。

ここを盛り上げて、その議論というかいろいろ、言ってみれば認識の共有化を広げていくことが、きっと大きな意味では今日の議論を進めていく契機になるんじゃないかなと思いますので、すみません、要望ばかり、お願いばかりしておりますが、ぜひよろしくお願いいたします。

（司会）　最後にこの意見交換会の進め方というか、まとめ方についてもご意見をいただきましてありがとうございます。議論も尽きないところではあるんですが、お時間も過ぎてしまいましたので、全体の総括をさせていただきたいと思います。委員長代行より、最後のまとめのごあいさつをさせていただきたいと思います。

（高岡）K先生から冒頭の方で発言がありましたけれども、司法試験の出題者も毎年やっぱり考えているのではないかということがありまして、当センターで出す提言というか意

見もそれなりに考慮してもらえるんじゃないかと思っていまして、こういった検討会を毎年やることに意義があると思っております。

それとの関係で、H先生から、法科大学院側としては司法試験から出ているメッセージをそのまま受け取るしかないんだということで、弁護士会の方で何とか司法試験委員会にメッセージを出してもらえないかということもありました。その期待にお応えできればと思っております。

その一方で、その他の意見のところをまた後でご覧いただければと思いますけれども、受験生の皆さん方が毎年の司法試験の問題から勝手にメッセージを受け取っているんですね。例えば今日も議論がありましたけれども、会社法の条文が細かいのがいっぱい出ているとか、少年法まで出てしまったということで、来年の司法試験に合格するためにはそうしたこともこなさなければいけないんだというふうに受け取っている受験生の意見が出ております。そういうことで、それが受け取り方が正しいのかどうかというのは非常に難しい問題であろうと思っています。

今日のご発言の中にも、実務家になるための試験なんだからそのぐらい知っておけよという意見もございますし、いや、そこまではと、捨ててもいいのではという意見もあります。その辺、受験生の立場に立って考えるとなかなか難しい問題じゃないのかなと思っておりまして、私どももなかなか難しい立場に立っているということです。

あと最後の方でH先生、K先生からご指摘のありました非常に難しい問題、すなわち日弁連的には入り口から出口までの法曹養成の全過程を捉えた考察。出口というのは司法試験に合格することではなくて、法曹になってからどういう法曹像を目指すんだということですが、そこまで考えて法曹養成過程の 1 つずつの問題を考えようということで日弁連は考えております。

ということで、そこまで考えていくとなかなか答えが見つけにくいという非常に難しい問題ですけれども、今日のご発言、ご意見をいただいて、少しでも改善に役立っていけばと思っています。今日はどうもお忙しいところありがとうございました。（拍手）

（司会）　では以上をもちまして本日の意見交換会を終わりたいと思います。例年ご参加の方にはご案内しておりますけれども、今日の発言を、弁護士会の中ではこのままの記録としてテープ起こしをして保存をいたします。他の関係機関にお送りする場合には先生方のお名前を伏せて、発言者が特定されない形で整理をして、冊子としてお送りすることにしたいと思います。また先生方の法科大学院等にもお送りする予定ですので、夏いっぱいくらいかけての形にはなってしまうと思いますが、いずれ先生方のお手元にも行くような形にしたいと思います。本日はお暑い中お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。（拍手）

＜終了＞